

**令和 6 年度
森林及び林業の動向
(第 1 部 森林及び林業の動向)**

主要記述事項 (案)



1. 生物多様性の重要性と関心の高まり

(1) 生物多様性とその意義

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることであり、健全な生物多様性が確保されていることは暮らしの基盤

生物多様性とは

- 生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることであり、生物多様性基本法において、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義
- 生態系の多様性は種（種間）の多様性により構成され、種の多様性は遺伝子（種内）の多様性により構成。これらは相互に関連しており、生態系の多様性が確保されていることで、異なる生物の種や集団に生育・生息場所を提供し、種間や種内の多様性に貢献
- 生物多様性を考える上では、面的な広がりにおける多様性と個別箇所ごとの多様性まで複数の視点が必要
- 現在の生物多様性は、生物の長い進化の歴史の中で形成。一度損なわれると、回復に極めて長い期間が必要

生物多様性の3つのレベル

生態系の多様性	森林、河川、湿原、干潟など、様々なタイプの生態系が形成されていること
種（種間）の多様性	多様な動物・植物等が生育・生息していること
遺伝子（種内）の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルで違いがあること

森林の有する多面的機能と生態系サービス

- 森林・林業基本法においては、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮が国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものと位置づけ。これら多面的機能により生み出される恩恵は生態系サービスと呼ばれる
- 健全な生物多様性が確保されていることは、自然資本の基盤を維持し、生態系サービスの提供につながるものである一方で、生物多様性が損なわれれば、生態系サービスのレベルは低下し、暮らしの基盤が失われることに

(2) 生物多様性をめぐる近年の動き

2022年12月に「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、ネイチャーポジティブの考え方、30by30目標が位置付け。企業にも生物多様性に関する情報開示が求められる動き

生物多様性に関する国際的な動き

- 生物多様性の保全は、気候変動の問題と並び、最も重要な地球規模の課題。生物多様性と気候変動への国際的な取組は、1992年の地球サミットに合わせて採択された生物多様性条約と国連気候変動枠組条約の下で推進
- 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択。2030年までに、生物多様性の損失を止め反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるとの目標（この考え方は2021年のG7の合意文書において「ネイチャーポジティブ」と呼称）
- また、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）により保全する「30by30」が位置付け

生物多様性に関する国内の動き

- 2023年3月に、我が国においては「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、農林水産省においても「農林水産省生物多様性戦略」を改定。これに基づき、生物多様性を重視した農林水産業を推進
- 30by30目標、OECMの議論を契機として、2023年4月から民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定し、国際データベースに登録する仕組みが開始。2024年10月時点で、企業の森や水源の森など253箇所が認定

民間企業に関する動き

- 民間企業においても、2023年9月の「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の提言等により、森林をはじめとする自然資本への依存度等の評価や、生物多様性保全に向けた取組が求められる流れ

自然共生サイトの認定を受けた森林



サントリー天然水の森 日光霧降



田島山業×みんなの森プロジェクト

2. 我が国の森林における生物多様性とこれまでの保全の取組

(1) 高い生物多様性を誇る我が国の森林

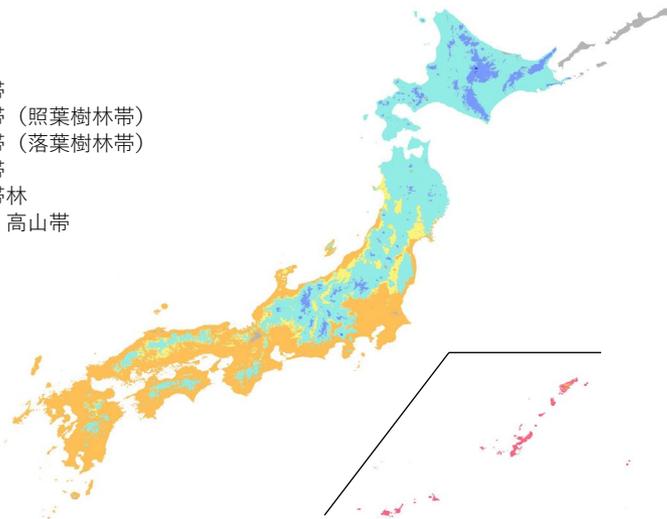
我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、原始的な天然林から人工林まで、多様な生育段階や樹種の森林が存在し、豊かな生物多様性を形成

- ▶ 我が国は、南北に長く、海岸から山岳までの標高差があつて多様な気候帯に属するとともに、独特の地史を有する琉球列島、小笠原諸島があること等を背景に、多様な生物の生育・生息環境が広がり
- ▶ 国土の約3分の2を占める森林は、70年以上にわたつてその割合が維持され、OECD加盟国の中で3番目に高い森林率。生物相が豊かな我が国にあつて、森林は陸域で最大の生物種の宝庫
- ▶ 森林では植物以外にも、昆虫類、鳥類、哺乳類等のほか、土壌動物・土壌微生物など多様な生物群が生育・生息

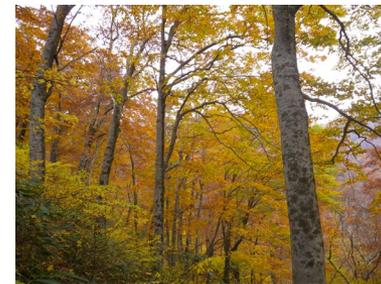
我が国の森林植生の分布

植生帯区分

- 亜熱帯
- 暖温帯（照葉樹林帯）
- 暖温帯（落葉樹林帯）
- 冷温帯
- 亜寒帯林
- 寒帯・高山帯



世界自然遺産に登録されている原始的な天然林



白神山地のブナ林
(秋田県藤里町)



やんばる森林生態系保護地域
(沖縄県国頭村)



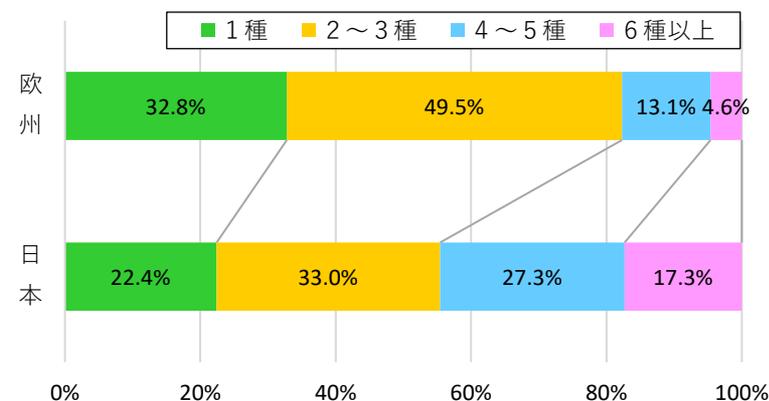
ヤクスギの天然林
(鹿児島県屋久島町)



西表島森林生態系保護地域
(沖縄県竹富町)

- 天然更新、自然災害、人為による伐採や植栽等によって森林は変化し、原生的な天然林、里山林、人工林など様々なタイプの森林が存在。原生的な天然林の厳格な保護・管理に加えて、人工林等における持続的な林業等により、空間的・時間的に多様な森林が形成され、生物の生育・生息環境を創出（生態系レベルの多様性）
- また、様々な動植物等の種が存在するためには、多様な森林環境が必要。数十年以上という長期間にわたる森林の発達段階は、林分成立段階、若齢段階、成熟段階、老齢段階に区分。その過程において草本、中低木から高木までの多様な環境が形成され、時間とともに変化することにより、多くの動植物等が生育・生息（種レベルの多様性）
- 例えば、欧州と比べると、我が国の森林を構成する樹種は多様であるなど、高い種の多様性。また、森林に限った比較ではないが、我が国の植物種数は5,565種であり、同程度の面積でかつ緯度が比較的近い島国であるイギリスの1,623種やニュージーランドの2,382種よりも多い¹⁾
- さらに、同じ種であっても個体ごとに異なる遺伝子を持ち、その性質には個体差。我が国の気候条件等に応じて多様な遺伝的特性が存在しており、スギ・ヒノキを中心に、地域ごとに品種を選抜し育成することで林業用に利用（遺伝子レベルの多様性）

森林における樹種構成の日欧比較



注：日本については、胸高断面積が全体の5%以上を占める樹種の数により、森林面積の構成比を示したものの

資料：Forest Europe「State of Europe's Forests 2020」、林野庁「森林生態系多様性基礎調査（第4期：平成26（2014）年から平成30（2018）年）」

1) World Resources Institute, 2000. *World Resources, 2000-2001: People and Ecosystems, the Fraying Web of Life* (Vol. 9). World Resources Institute.

<事例> 「林業立村」100年の村がつくる多様なモザイク林相

- 宮崎県諸塚村では、森林率が9割を超える土地柄から、「林業立村」をスローガンに、林業やしいたけ栽培、畜産等を組み合わせる複合経営を行いながら、森林と共生
- 戦後の拡大造林期には、針葉樹一斉林ではなく、適地適木を旨として、針葉樹と広葉樹を混植する施策をとり、用材生産のための針葉樹林、しいたけ栽培用原木の生産のための落葉広葉樹林、天然生林として保全管理される常緑の照葉樹林がモザイク状に配置
- 美しい景観を形成するとともに、生物多様性にも優れた森林に



針葉樹・広葉樹が混交するモザイク林相



(2) 我が国の森林における生物多様性保全の歴史

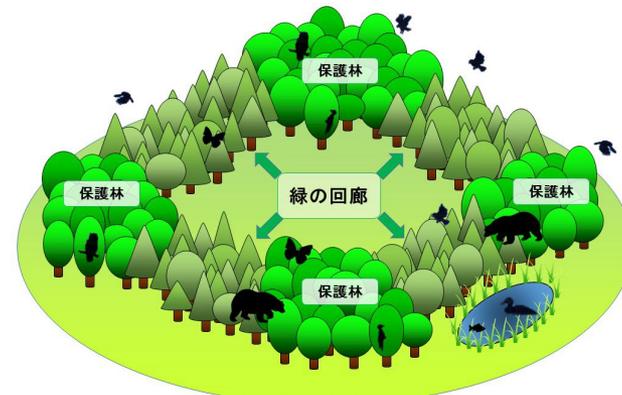
明治時代以降、森林の荒廃に対する伐採等の行為規制から始まった森林の保護に関する施策は、生物多様性の概念も取り込みながら、保全管理・利用までを含む施策に深化

森林の保護から保全管理・利用へ

- ▶ 我が国では、過剰な利用によって生じた森林の荒廃に対して、明治時代に森林法が制定され、保安林制度創設等により、伐採を規制。また、昭和時代に入ってから戦中・戦後の大量の伐採に対応して、森林法改正により伐採許可制度等が措置
- ▶ 奥地脊梁山地等に広く分布する国有林においては、1915年に、我が国における保護制度の先駆けとなる「保護林」制度を設け、以降、社会の要請等に応じて制度改正を行いながら運用。2000年には、野生生物の移動経路を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定を開始
- ▶ 2001年に策定された森林・林業基本計画では、木材の生産を主体とした政策から、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るための政策へ転換。全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していること等が明記
- ▶ 戦後造成された人工林が森林生態系の約4割を占める我が国においては、原始的な天然林について厳格な保護・管理を行うとともに、人手を加えることによって利用しながら管理していく人工林等において、森林資源の循環利用を図ることが重要
- ▶ 行為規制から始まった森林の保護に関する施策は、生物多様性の概念も取り込みながら、単純な保護にとどまらず保全管理・利用までを含む施策に深化



初代保護林 白髪山天然ヒノキ希少個体群保護林（高知県本山町）



緑の回廊のイメージ

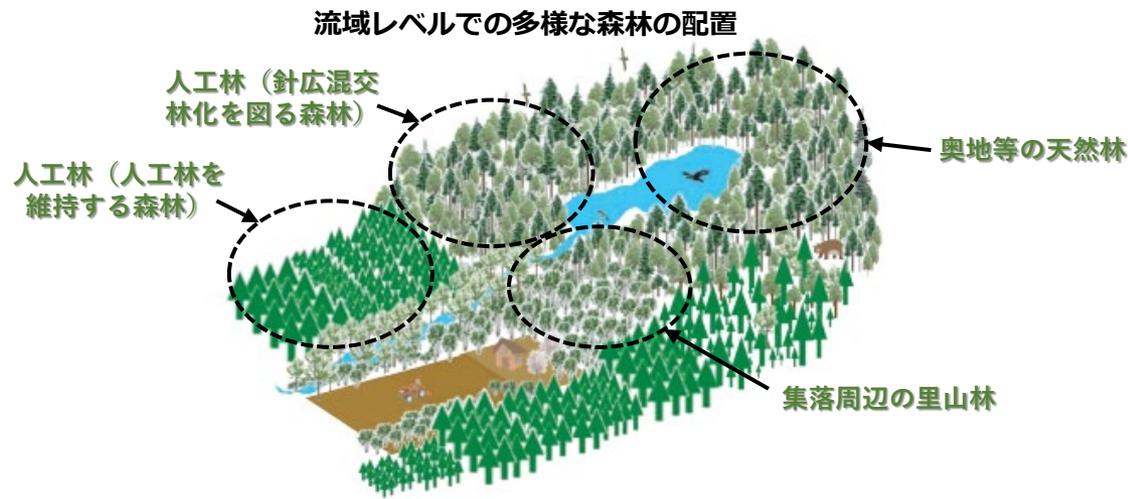
(3) 生物多様性保全に関する具体的な施策

様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている状態を目指して、多様な森林整備を推進。生態系・種レベルを中心として多様性保全に貢献

(ア) 流域レベルの視点での生物多様性

<面的な広がりにおける生物多様性保全>

- 全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることも踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている状態を目指して、針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化等を含め多様な森林整備を推進。原生的な天然林は適切に維持すること等を基本
- 長期的な視点に立った森林の取扱いが必要であり、森林計画制度を運用。市町村森林整備計画や国有林の地域別の森林計画等において、水源涵養や山地災害防止・土壌保全、生物多様性保全など発揮が期待される機能に応じた区分を行う「ゾーニング」を定め、機能の維持増進を図るための伐期の延長や伐区の縮小等の施業方法を記載
- 1999年から20年以上にわたり実施している「森林生態系多様性基礎調査」により、全国の森林の状態と変化をモニタリングしながら、順応的管理の考え方にに基づき、多様で健全な森林へ誘導。これらを通じて、生態系・種レベルを中心として多様性保全に貢献



(イ) 森林施業のまとめりである林分レベルの視点での生物多様性

<①原生的な天然林>

- 奥地脊梁山地等に分布する原生的な天然林は、長期間にわたって人手が加わっておらず、一般に階層構造が発達し、老齢木から幼齢木まで様々な樹齢、大きさの樹木により構成
- 鳥類等の生物の採餌や営巣の場となる枯死木や倒木等も存在するなど複雑な構造であり、希少種を含む多様な生物の生育・生息の場として生物多様性に富む
- 原生的な天然林や、希少種が生育・生息する森林は、国有林野に多く分布しており、保護林に設定するなど、自然の推移に委ねることを基本に、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護・管理等を実施
- 希少種の保護に向けては、種の保存法に基づく保護増殖事業等を実施。生育・生息状況の把握や維持・改善等を推進

<②里山林>

- 集落周辺に広がり、薪炭や落葉等の生活資材や農業用資材を供給してきた里山林は、継続的に利用されることで、明るい環境が維持され、特有の生物多様性を形成。これは多様性保全と資源の持続可能な利用の調和が図られた一つの形
- 燃料革命や化学肥料の使用など産業構造の変化等による薪炭利用の縮小に伴い、遷移が進行し、林内が明るい状態から暗い状態へと変化。里山林特有の生物の生育・生息環境の質の低下や喪失、生態系による負の影響も顕在化。松くい虫やナラ枯れ被害が拡大し、シカ等の大型野生動物が増加
- 多様な主体による里山林への働きかけを促していくため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金等により、地域住民、NPO、企業等の連携による森林づくり活動への支援の実施等を通じて、里山林の多面的・継続的な利用を促進

里山林の整備・活用を通じた生物多様性保全



絶滅危惧種ニッポンバラタナゴの個体数回復には生息地となるため池の再生のための水循環系の健全化が重要



水源地となるため池周辺の放棄された里山の森林整備を実施



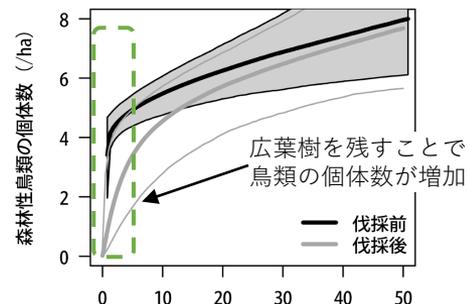
切り出したコナラ等はほだ木等に利用

(NPO法人ニッポンバラタナゴ高安研究会)

<③人工林>

- 人工林は、主にスギ・ヒノキ・カラマツ等の単一の樹種の植栽により、針葉樹一斉林を造成。一般に、①樹種や構造が単純、②枯死木や倒木等がみられない、③伐採、植栽、下刈り、間伐等の人為的な攪乱がある、といった特徴
- 他方で、成長段階に応じた間伐等の森林整備により、下層植生が発達するほか、伐採、更新による伐採跡地や幼齢林には、草原性の生物の生育・生息地としての機能やイヌワシ等の猛禽類の狩場としての機能
- また、長短多様な伐期による伐採と植栽等を通じた生育段階の異なる林分のモザイク状の配置や、侵入広葉樹を残すことも生物多様性確保に貢献
- 地域森林計画や市町村森林整備計画で、地域ごとの森林施業の指針を示すとともに、伐採造林届出制度の運用、森林整備事業等による支援を通じて、森林所有者等による造林、間伐等の実施を確保
- 国有林野では、適切な間伐の実施、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク状の配置等を推進

針葉樹人工林内における広葉樹の量による森林性鳥類の個体数の違い

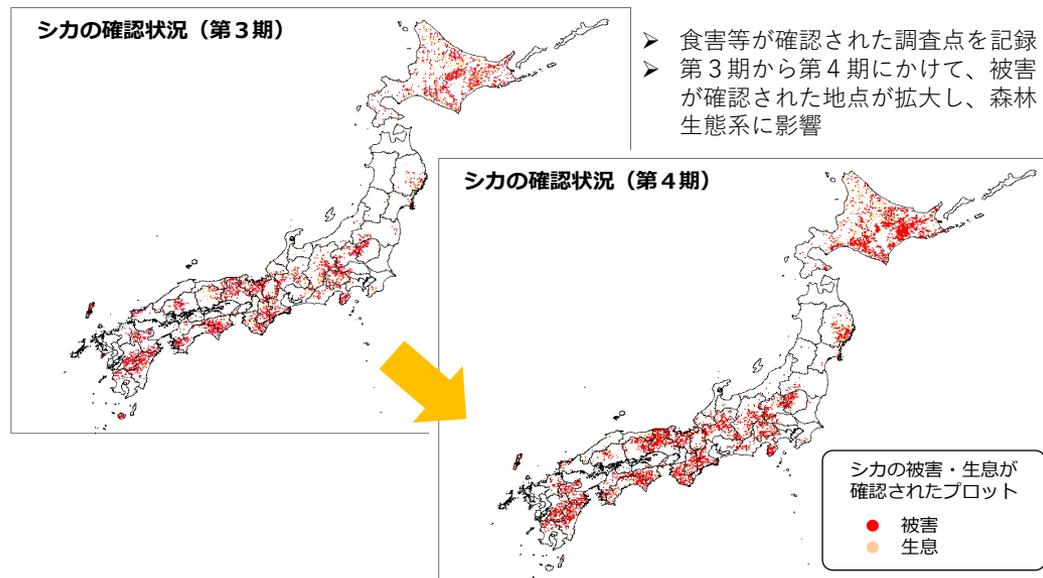


広葉樹の混交度 (広葉樹胸高断面積合計: m^2/ha)
 資料: 森林総合研究所プレスリリース「わずかな広葉樹の大きな役割 - 人工林内の広葉樹の保持は効率的に鳥類を保全する -」(2023年2月13日付け)

(ウ) 野生鳥獣等による森林被害と生物多様性

- 野生鳥獣、特にシカは植栽木だけでなく、下層植生も食害するなど生物多様性への影響も大きい
- シカの分布域は拡大し、森林被害は深刻化。コスト・労力の削減にも資するICT等の導入も図りつつ、捕獲等の森林被害対策を推進
- また、森林病害虫による被害は、適時適切に制御しなければ被害が拡大し、森林生態系に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、松くい虫やナラ枯れ被害等の森林病害虫被害対策を推進

シカの分布域の拡大



資料: 林野庁「森林生態系多様性基礎調査」(第3期: 2009年から2013年度まで、第4期: 2014年から2018年度まで)

(工) 気候変動と生物多様性

- 国際的な議論において、生物多様性と気候変動は特に深い関連があるとされ、気候変動による生物多様性の劣化は生態系サービスの損失につながるリスク。両者は互いに影響し合っており、一体的な取組が重要だが、それぞれの対策間にはトレードオフや相乗効果
- 2021年の「生物多様性と気候変動IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書」では、歴史的に森林でなかった生態系への植林、特に外来の単一樹種の再植林は、生物多様性に悪影響を及ぼす一方で、持続的な林業の実践は、生物多様性と気候変動に有益な対策と指摘
- 他方で、我が国においては、固有種であるスギ・ヒノキを中心に人工林を造成してきており、持続的な林業に向けた主伐後の再造林や間伐等の適切な森林整備を通じ、中長期的な森林吸収量確保や生物多様性保全に貢献

(オ) 防災・減災対策と生物多様性

- 「生物多様性国家戦略2023-2030」では、「自然を活用した社会課題の解決 (NbS)」における推進施策として、生態系を基盤として災害リスクを低減する「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」や、自然環境が有する機能を課題解決に活用する「グリーンインフラ」の考え方が位置付け
- これらの考え方に先駆けて、我が国では、森林の維持・造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を守る治山事業や森林整備事業を実施して、山地災害防止機能・土壌保全機能を維持・向上
- 治山事業においては、現地の実情に応じて、在来種による緑化や魚道の設置など生物多様性保全の取組を推進

治山事業による荒廃地の緑の復元



足尾銅山周辺 (左：1970年頃、右：2014年頃)

治山事業における生物多様性保全の取組



在来種 (ヨモギ、ヤマハギ等) を用いた緑化工

治山施設における魚道の設置



<コラム> 豊かな森と海をよみがえらせた、えりも岬の海岸防災林造成事業

- えりも岬は、かつて落葉広葉樹の天然林に覆われていたが、明治時代から開拓が行われ、薪炭材の採取等のため森林の伐採が進み荒廃。昭和初期には「えりも砂漠」とも呼ばれ、飛砂により住民の生活環境は悪化し、沿岸の土砂流出も発生
- 地域住民からの要望を受け、1953年から開始された海岸防災林造成事業では、海岸に打ち上げられた海藻により種子を覆う「えりも式緑化工法」等により草本緑化を進め、完了した箇所から、最も生育の良いクロマツを主体に木本緑化を実施
- 多種多様な森林へ誘導するため、クロマツを主としつつ、郷土樹種であるカシワ、ミズナラ等の広葉樹植栽も行い、10kmに及ぶ海岸防災林を造成。森林生態系の持つ防災機能により飛砂発生の防止等災害リスクが低減されるとともに、魚介類の成長に必要な養分が供給され、沿岸海域の生態系は大きく改善し、水産資源も回復



昭和初期のえりも岬



現在のえりも岬

3. 生物多様性を高める林業経営と木材利用に向けて

(1) 生物多様性への林業経営の貢献

生物多様性への林業経営の貢献については、個々の森林施業のまとめりである林分単位だけでなく、地域の森林全体としての生物多様性に貢献するという視点が重要

- 林野庁では2024年3月に、これまでの生物多様性保全の実践例を参考にしつつ、生物多様性を高めるための林業経営のあり方を示すことを目的として、林業事業者等を対象に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」をとりまとめ
- 「森林の生物多様性を高める」とは、同指針において「生物多様性への負の影響を回避し、機能の低下した森林の再生を通じた生物多様性の回復を図ることも含め、生物多様性の保全に一層配慮した森林管理を実践することにより、多様な動植物の生育・生息空間としての森林の質を現状より高めること」を意図
- 生物多様性への林業経営の貢献については、個々の森林施業のまとめりである林分単位だけでなく、地域の森林全体としての生物多様性に貢献するという視点が重要
- 林業事業者等が取り組むべきことは持続的な経営であり、多面的機能の発揮や生態系に配慮した施業等を実践すること。また、その結果として供給される木材は社会経済に貢献

林業を通じて多様な林齢・樹種からなる森林配置へ誘導



一貫施業により伐採後は確実に植栽



経済的に不利な箇所は広葉樹等を植栽

(株式会社 山一木材)

里山広葉樹林の利用と適切な更新の確保



コナラ林の更新を促すための伐採（更新伐）



前年に伐採した箇所におけるコナラの稚樹の生育状況

(富山県西部森林組合)

(2) 生物多様性の面から見た今後の林業経営

林業事業体等には、ゾーニング等を踏まえ、多様な森林の配置に貢献すること、個々の森林施業を通じて生物多様性を確保することが期待。生物多様性は新たな収益機会となる可能性も

多様な森林の配置への貢献

- 市町村森林整備計画のゾーニング等を踏まえ、地域の森林管理の主体である林業事業体等が、目指す森林の姿を設定した上で、その実現に向けた森林施業等を計画し実行することが重要
- 人工林のうち、自然的・社会的条件から林業に適した森林は、主伐と確実な再生林によりそれを維持。林業に適さない森林は、森林整備事業や森林環境譲与税等を活用しつつ、間伐等の段階から侵入広葉樹を残し、針広混交林等への誘導を図るほか、帯状や群状の伐採と更新によるモザイク状の森林配置への誘導を促進。これらを通じて面的な広がりにおける多様な森林の配置に貢献

個々の森林施業における生物多様性の確保

- 森林施業の実施は、生物の生育・生息環境を確保・創出すること等により、生物多様性を高めることに貢献。一方で、生育・生息環境への配慮を欠いたり、現地の地形や自然条件に反した施業は悪影響を及ぼし得ることに留意
- 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」では、森林施業上の配慮事項等について、生物多様性保全の取組手法例として整理。共通事項として市町村森林整備計画に基づく森林施業の実施や溪畔林の保全等を、自然条件等に応じた任意事項として伐採等において侵入広葉樹を残すことや、保護樹帯の設定等を提示
- 林業事業体等において自然条件等に応じた適切な手法を選択することで、生物多様性を確保することが可能であり、現場での工夫により実践している例も



下層植生・広葉樹が繁茂するヒノキ林
(速水林業)



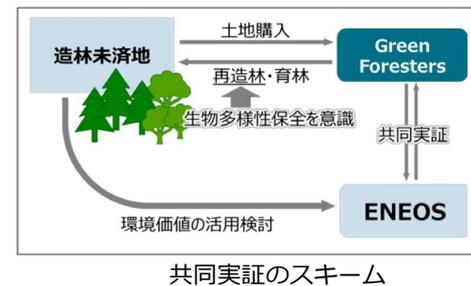
主伐時に広葉樹を残す施業方法の実証
(北海道有林)

生物多様性を高める林業経営の新たな収益機会

- ▶ 林業事業者等においては、生物多様性に貢献していることを対外的に訴求することで、自らの価値を高められるとともに、生物多様性の確保に取り組む他業種の企業等との連携が生まれ、新たな収益機会を得られる可能性
- ▶ 森林由来のJ-クレジットの創出の取組において、生物多様性の確保にも配慮し、付加価値の最大化を図る例もみられ、このような取組が広がることも期待
- ▶ また、里山林の整備に取り組みながら、二次的な自然を維持しつつ、多様な広葉樹資源を持続的に利用していくことで、スギ・ヒノキ等の用材生産とは異なる林業経営のあり方も

<事例> 民間企業と協業した森づくり

- ▶ 造林未済地を買い取り、生物多様性に配慮した森林に再生する取組を実施している造林・育林専門の会社GREEN FORESTERSと森林経営活動によるカーボンクレジット創出を推進しているENEOSグループが連携
- ▶ ENEOSからの資金提供を受け、GREEN FORESTERSは、溪畔域に落葉広葉樹を植栽する等の生物多様性に配慮した森づくりを実施。ENEOSはカーボンクレジットを受取
- ▶ 協業によりカーボンオフセットと生物多様性への貢献を目指す



造林未済地における植栽

モニタリングと評価

- ▶ 生物多様性に貢献する林業経営の水準の向上を図るためには、森林施業等に関する活動目標を設定するとともに、モニタリングにより進捗を評価し、改善していくPDCAサイクルを回していくことも重要。モニタリングは継続的に記録することが重要であり、林況の写真撮影など労力やコストをかけなくても実施できる方法が有効
- ▶ 評価結果を対外的に情報開示することで、外部資金の獲得や、木材の需要者とサプライチェーンで結びつくことも期待

(3) 持続的な経営から生産される木材の利用に向けて

民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動き。生物多様性の観点も含めて持続的な経営から生産される木材の利用が拡大することは、森林の生物多様性をさらに高めることに貢献

民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動き

- 民間企業においては、TNFD提言等の動きを受けて、自らの自然資本への依存度を評価した上で、企業活動に必要な原材料の調達の際に生物多様性の保全や持続可能な木材利用に配慮する動き。国産材への関心の高まりも
- 建築物に木材を利用する事業者においては、「脱炭素」や「生物多様性」の課題への対応として、建築物の木質化や国産材の活用に取り組み、企業の情報開示で示す例もあり
- 林野庁では2024年3月に、建築物に木材を利用する事業者等が企業の情報開示において木材利用の効果を訴求する際の参考となる評価項目・評価方法をまとめた「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を作成・公表
- ガイダンスでは、評価項目として持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）を挙げており、評価方法として、合法性が確認されていることや、森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること等を提示

原材料調達において生物多様性保全と資源の持続可能な利用に配慮するよう定めている例

3. 調達ガイドライン

IV. 環境への配慮

- ⑦ 原材料調達において、生物多様性保全と資源の持続可能な利用に配慮する。特に木材について、違法伐採された木材が使用されないよう適切な注意を払うとともに、再生材、認証材などの持続可能な方法で生産された木材を活用するよう努める。

サステナビリティ戦略（気候変動と自然環境）における「建物の木質化」に関する開示

建物の木質化

- 低炭素素材である木材の活用を住宅、オフィスの建築において積極的に実施
- 分譲マンションの独立共用棟は木質化することを方針化
- 建物への炭素貯蔵に資する木質建材の研究開発を推進



ブラウドシティ古祥寺

持続可能な木材の利用に向けて

- サプライチェーンの中で、生物多様性の観点も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材を選択的に利用できることは、林業経営側・木材利用側の双方からみて重要
- 現在、林業事業体等が木材を供給する際に、合法性を証明する手段として、森林経営計画の認定書や第三者機関による森林認証等が位置付け。今後、森林経営計画等において、生物多様性に関連する取組事項を示し、木材の流通過程において、その情報を伝達していくことも有効
- 生物多様性の観点も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材が、需要者に評価され、その利用が拡大していくことは、山元の利益の確保や伐採後の再造林等につながり得るものであり、我が国の森林の生物多様性をさらに高めることに貢献

関係者の相互の連携

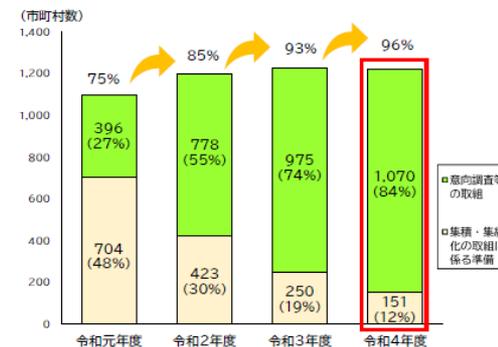
- 森林・林業・木材産業関係者、木材需要者、消費者の関係者が、森林の保続と生物多様性の重要性、林業経営の貢献について理解を深めることが重要。それに対する相互の責任を認識しながら、生物多様性を高める林業経営と、持続可能な木材利用の実践を通じて、我が国の森林を将来にわたり受け継いでいくことが重要

森林経営管理制度は5年が経過し、本制度の活用が必要な市町村のほぼ全てで取組を開始

今後、時点更新

- 森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が所有者から委託を受け、林業に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業に適さない森林は市町村が公的に管理する制度
- 2019年の森林経営管理法施行により導入された本制度は5年が経過し、本制度の活用が必要な市町村のほぼ全て（1,221市町村）で取組を開始
- 2022年度末までに、1,070市町村において、81万haの意向調査を実施。回答があったもののうち、約4割が市町村への委託を希望、そのうち約6割では森林整備につながる動きあり
- 累計で337市町村が、森林所有者から経営管理を受託する経営管理権集積計画を策定（2022年度末 15,658ha）。70市町村が、林業経営者に再委託する経営管理実施権配分計画を策定（2022年度末 2,150ha）するなど取組が進展
- 一方、市町村の体制が十分ではない、小規模分散で所有者不明や境界が不明確な森林が多く、集積・集約化につながらないなどの課題も
- 地域の関係者の連携により、林業経営体に対して、森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの構築に向けて森林経営管理法の改正を検討

森林経営管理制度の取組状況



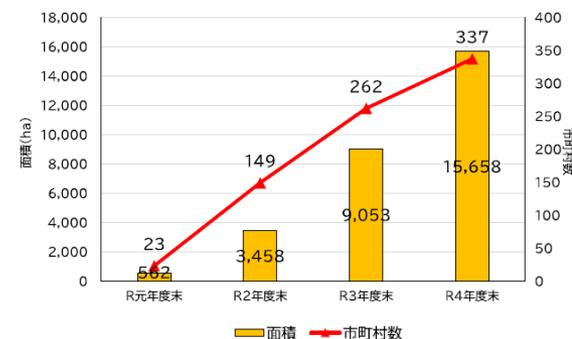
注1：（ ）内は私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村数に対する割合。

2：「意向調査等の取組」には、意向調査の実施、申出受理、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の策定を含む。

3：「集積・集約化の取組に係る準備」には、森林資源情報や所有者情報の整理・分析・精緻化を含む。

資料：林野庁森林利用課作成。

経営管理権集積計画の策定状況



資料：林野庁森林利用課作成。

林業従事者の技能や社会的・経済的地位の向上等への寄与を目的として、技能検定の職種に「林業職種」を新設

- 林業は、多様な自然条件の下で状況に応じた適切な作業を行うとともに、機械類や刃物を使用する機会が多く正確かつ安全に作業を行う必要があり、高度な技能や専門的知識が必要
- 林業従事者の技能向上、就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上、安全性の向上による労働災害の減少に寄与することを目的として、2024年8月、技能検定の職種に「林業職種」が新設
- 「林業職種」は、育林作業、素材生産作業における必要な技能や知識が対象で、複数等級（1級、2級、3級及び基礎級）による試験。試験業務を行う指定試験機関として指定された一般社団法人林業技能向上センターにより、第1回試験は、2025年1月末から3月初旬にかけて愛媛県、熊本県の2カ所で実施予定
- 本検定は、2024年9月に林業職種（育林・素材生産作業）が追加された外国人技能実習制度における評価試験としても活用



実技試行試験の様子



学科試行試験の様子

大手建設会社等は中高層ビル等の建設において木材を積極利用。また、低層非住宅分野においても木造化の動きが活発に

- 近年、木材があまり使われてこなかった都市部において、中高層木造ビルが多く出現
- 木材を利用することは、炭素の貯蔵やエネルギー消費の節約、CO₂排出量の抑制などに貢献。また、再生産可能であり2050年カーボンニュートラルの実現にも貢献することから、大手建設会社等では中高層ビル等の建設において木材を積極利用
- これらの大手建設会社等の中には、都市^{まち}の木造化推進法により創設された建築物木材利用促進協定を締結している企業もあり、同協定に基づく木造建築物が全国各地で増加
- 木造率が低い状況にある、店舗やオフィスなどの低層非住宅分野においても木造化の動きがみられ、コンビニエンスストア等を展開する企業等が協定を締結し、新店舗を木造で建設する例も増加

都市部における木造建築物の例



HULIC & New GINZA 8
(東京都千代田区、2021年)
令和4年度木材利用優良施設等コンクール環境大臣賞
ウッドデザイン賞2022国土交通大臣賞



Port Plus 大林組横浜研修所
(神奈川県横浜市、2022年)
令和4年度木材利用優良施設等コンクール
国土交通大臣賞
ウッドデザイン賞2022林野庁長官賞



野村不動産溜池山王ビル
(東京都港区、2023年)
令和6年度木材利用推進コンクール
内閣総理大臣賞



(株)セブン-イレブン・ジャパン
セブン-イレブン福岡ももち店
(福岡県福岡市、2024年)

カーボンニュートラルの実現に向けて、化石資源由来のプラスチックを代替する改質リグニンの社会実装が急務。2024年4月に改質リグニンの今後の展開方向等を整理し、取組を推進

- 日本固有樹種のスギを原料とする「改質リグニン」は加工性が高く、強度・耐熱性に優れた新素材。多種多様な製品材料として利用でき、バイオマス由来の高機能プラスチック材料としての利用が期待
- 世界的にカーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出削減の取組が進められる中、産業界はバイオマス由来の新素材を強く求めており、サーキュラーエコノミー(循環経済)の観点からも改質リグニンの社会実装が急務
- 林野庁は、学識経験者で構成する「改質リグニンの今後の展開に向けた勉強会」を開催し、2024年4月に今後の展開方向について公表。これを踏まえ、愛媛県鬼北町における大規模製造技術の実証を支援するとともに、改質リグニンのライフサイクルアセスメント(LCA)を通じて環境適合性等の優位性を整理



(写真提供：①国立研究開発法人森林研究整備機構、
②豊田合成株式会社、③上田ブレーキ株式会社)

＜改質リグニンの社会実装に向けた今後の展開方向＞

- ① **改質リグニンの大規模製造技術の確立**
安定供給・コスト削減に向けて大規模製造技術の確立を推進し、今後5年間を目途に商用生産を開始
- ② **競争優位性・市場性のある用途開発の推進**
特にリサイクル可能な素材の開発を推進
- ③ **環境適合性の評価方法の開発**
改質リグニンの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのLCAや炭素貯蔵量を評価
- ④ **持続的・安定的な原料調達体制の構築**
全国展開に向けた原料供給等に係る地域の取組を推進
- ⑤ **副産物利用の推進**
環境負荷低減等を図るため、セルロース等の副産物の有効利用を推進

山地災害等からの早期復旧に向けた取組を推進

今後、時点更新

- 2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」における林野関係の被害箇所数は、11月現在、林地荒廃108か所、治山施設74か所、林道施設等2,283か所、木材加工流通施設・特用林産施設等138か所に上り、被害総額は約812億円
- 林野庁では、地震発生翌日に、ヘリコプターによる被害の全容把握調査を行ったほか、農林水産省サポート・アドバイsteam（MAFF-SAT）を派遣し、山地の被害状況把握や復旧対策の策定に向けた技術支援を実施。くわえて、国土地理院と連携して航空レーザ測量を実施し、地形状況を把握。7月に速報成果を石川県や関係市町村へ提供開始
- 被災地域の早期復旧に向けて、輪島市及び珠洲市の民有林5区域9か所の大規模な山腹崩壊箇所等について国直轄による災害復旧等事業を実施。9月には災害復旧等事業に引き続き、継続的な復旧を進めるため、両市の民有林6区域において「民有林直轄治山事業」に着手
- 林道施設については、他の地方公共団体の職員及び県外のコンサルタントにより林道の被害調査・測量、林道施設災害復旧事業の災害査定申請書類作成等を応援。林野庁においては、災害査定について簡素化・効率化を図りながら実施しており、11月現在、石川県内で5割が完了
- 被災者の生活と生業の再建に向けた支援策として、木材加工流通施設・特用林産振興施設等の復旧・整備等への支援を実施。被災林業者を一時的に雇用する事業体を支援。応急仮設住宅については、鉄骨プレハブに加え、長屋型の木造や被災前の居住環境に近い戸建風の木造での建設のほか、復興支援者向けの木造の仮設宿泊所を設置する取組も
- 石川県能登地域においては、9月20日からの大雨により、山腹崩壊等の被害が発生。11月現在、林地荒廃19か所、治山施設25か所、林道施設等73か所、木材加工流通施設等5か所で被害が確認、被害総額は約163億円。地震被害の際に取得した航空レーザ測量データも活用しながら、被害把握や復旧対策の策定に向けた技術支援を実施
- 石川県内の地震および大雨により被災した木材加工流通施設・特用林産施設等は、11月現在、59か所のうち45か所（約8割）で営業再開
- 林野庁では、被災地の早期復旧に向けた取組を推進するとともに、林業・木材産業の復旧・復興を支援

地震及び大雨による崩壊斜面からの土砂流出
(石川県珠洲市)被害状況のヘリコプター調査
(石川県輪島市)

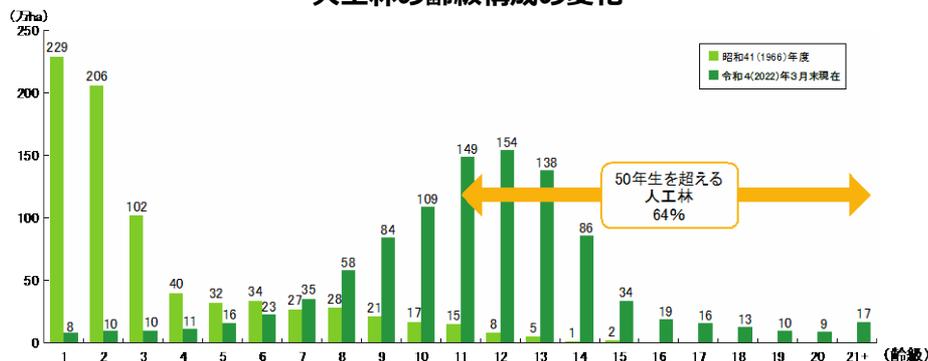
1. 森林の適正な整備・保全の推進

(1) 我が国の森林の状況と多面的機能

森林の多面的機能がSDGsや2050年カーボンニュートラル等の目標達成、GXの実現、国土強靱化に寄与

- ▶ 森林面積は国土面積の約3分の2。このうち約4割を占める人工林は、約6割が50年生を超え、本格的な利用期
- ▶ 森林蓄積は人工林を中心に年々増加し、2022年3月末時点で約56億m³。森林は、水源涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献
- ▶ 森林の多面的機能がSDGsや2050年カーボンニュートラルの目標達成に寄与。木材を建築物等で利用することで炭素が長期間貯蔵されることも期待
- ▶ クリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造に転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」の実現に向けて、吸収源の機能強化と森林由来素材を活かしたイノベーションを促進
- ▶ 災害に対する国土強靱化に向けて、きめ細かな治山ダム等の配置等による土砂流出の抑制や再造林の確実な実施等を行うことで、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進

人工林の齢級構成の変化



注：「齢級」は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1齢級と数える。
資料：林野庁「森林資源の現況」（2022年3月31日現在）、林野庁「日本の森林資源」（1968年4月）

(2) 森林の適正な整備・保全のための森林計画制度

全国森林計画等により、森林の整備・保全を計画的に推進

- 「森林・林業基本計画」（2021年6月閣議決定）では、森林の整備・保全や林業・木材産業等の事業活動等の指針とするための「森林の有する多面的機能の発揮」並びに「林産物の供給及び利用」に関する目標や、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定
- 森林法に基づく全国森林計画（2023年10月閣議決定）、地域森林計画、市町村森林整備計画等により、森林の整備・保全を計画的に推進
- 2024年5月に策定された森林整備保全事業計画では、2024年度から2028年度までの5年間における森林整備や治山事業の実施の目標及びその達成状況を測定する成果指標等を設定

森林整備保全事業の実施の目標と成果指標

目標	成果指標		主な事業量
	目標値	現状値	
安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与	① 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数	約5万8千1百集落(R5) → 約6万5百集落(R10)	<ul style="list-style-type: none"> • 山地災害危険地区等における治山対策の実施 約3万4千箇所 • 海岸防災林等の復旧・整備 約100km • 択伐等による育成複層林への誘導 約9.3万ha • 間伐や人工造林の実施 約253万ha • 路網整備 約7.0万km
	② 防災機能の発揮の観点から森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長	約9km (R10)	
国民の多様なニーズに応える森林への誘導	③ 育成複層林に誘導することされている育成単層林のうち、育成複層林に誘導した森林の割合	1.5%(R5) → 4.3%(R10)	
	④ スギ人工造林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合	50%(R3) → 70%(R10)	
森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与	⑤ 木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量	約21億7千万㎡ (R5) → 約25億5千万㎡ (R10)	
	⑥ 持続的かつ適切な森林経営による健全な森林への誘導率	35% (R10)	
	⑦ 人工造林面積のうちコストの低減に取り組んだ造林面積の割合	44% (R3) → 85% (R10)	
山村地域の活力創造への寄与	⑧ 森林資源を積極的に利用するようになった都道府県数	47都道府県 (R10)	

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、林業イノベーションを推進

- 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」において、造林等の低コスト化、気候変動への対応、CLTの利活用技術の開発等、研究・技術開発における対応方向等を明確化
- 「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、エリートツリー等の開発・普及、自動運転林業機械の開発等を推進。同プログラムを推進するため、必要な組織・人材・情報が集まる場として、2023年に「森ハブ・プラットフォーム」を開設。林業だけでなく、製造業やサービス業などの異分野を含む幅広い業種が参画
- 2024年から林業機械の自動運転・遠隔操作技術の実用化及び普及に向けて安全対策について検討会を設置し、安全対策に関するガイドラインの作成に着手
- 各都道府県に設置された林業普及指導員は、森林所有者への技術・知識の普及等を行い、森林総合監理士（フォレスター）は地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村林政の技術的支援等を実施



遠隔操作式伐倒機械による伐倒の様子（上）
スマートグラス内の画像とオペレータ（下）

2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

今後、時点更新

森林の多面的機能の発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備を推進

- 森林の多面的機能の発揮に向け、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を着実に行うことが必要。また、自然条件等に応じて針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林への誘導も必要
- 2022年度の主な森林整備の実施状況は、人工造林面積3.3万ha、保育等の森林施業面積47万ha
- 適正な森林施業を確保するため、市町村森林整備計画において、標準的な森林施業等の方法を示すとともに、伐採造林届出制度を運用

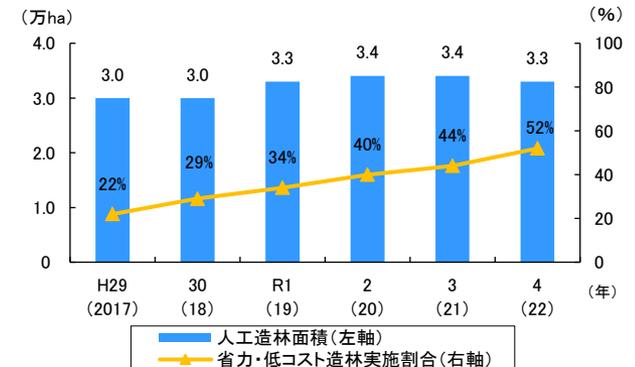
(2) 再造林の着実な実施

今後、時点更新

成長に優れた種苗の供給や再造林の省力・低コスト化を推進

- 再造林を推進するため、苗木の安定供給が一層重要。我が国における2022年度の苗木の生産量は、約6,700万本で微増。このうち、コンテナ苗は約5割。
- 成長に優れたエリートツリー等について、成長量、材質、花粉量が一定の基準を満たすものを特定母樹として、538種類（2024年3月）を指定。特定母樹を増殖する事業者の認定や採種園・採穂園の整備を推進
- 都道府県や市町村における造林適地の選定を促進
- 再造林の省力化と低コスト化に向けて「伐採と造林の一貫作業システム」や低密度植栽、下刈りの省略等を推進。2022年の省力・低コスト造林面積の実施割合は52%

人工造林面積と省力・低コスト造林面積の割合の推移



資料：林野庁整備課、業務課調べ。農林水産省「森林整備保全事業計画」

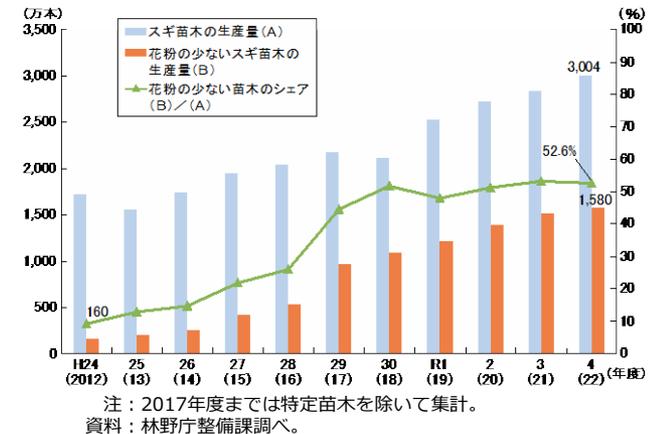
(3) 花粉発生源対策

今後、時点更新

花粉発生源対策に数値目標を設定し、対策を加速化

- 2023年、政府は「花粉症対策の全体像」、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」を決定
- 花粉発生源対策の目標として、10年後には花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少。将来像としては約30年後に花粉発生量を半減
- そのため、伐採・植替え等の加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、生産性向上と労働力の確保等の対策を総合的に推進する必要
- 重点的に伐採・植替え等を実施する区域（スギ人工林伐採重点区域）98万haを設定し、森林の集約化を進め、伐採・植替えの一貫作業の実施やそのために必要な路網整備を推進
- 花粉の少ないスギ苗木の生産量は2022年度で約1,600万本（スギの苗木生産量の約5割）まで増加

花粉の少ないスギ苗木の生産量等の推移



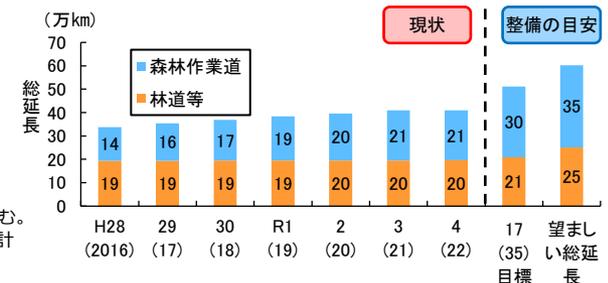
(4) 路網の整備

今後、時点更新

森林整備の基盤となる路網の整備や路網の強靱化・長寿命化を推進

- 効率的な森林施業や木材の安定供給に対応した林道など、森林整備の基盤となる路網整備を推進
- 山地災害の激甚化や走行車両の大型化に対応するため、路網の強靱化・長寿命化を推進

林内路網の現状と整備の目安



(5) 森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税

今後、時点更新

森林経営管理制度による取組や森林環境譲与税の活用は増加

森林経営管理制度

- 2019年4月に森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度が導入
- 市町村が行う森林所有者への意向調査を踏まえ、経営管理の委託を受けた場合には、林業に適している森林は、地域の林業経営者に再委託され、主伐・再造林も含む森林整備を実施。林業に適さない森林は、市町村が自ら管理
- 制度の推進に当たっては、周辺市町村の関係者との連携による体制整備や都道府県等による市町村支援等、地域の状況に応じて様々な取組が展開



森林整備前



森林整備後

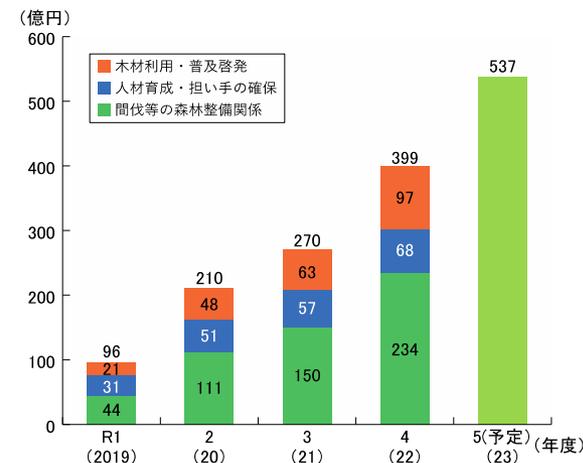
森林環境税・森林環境譲与税

- 2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設。森林環境譲与税については、森林経営管理制度の導入に合わせて2019年度から市町村及び都道府県への譲与開始、森林環境税は2024年度から課税
- 森林環境譲与税の譲与額は段階的に引き上げられ、2023年度は500億円。譲与基準について、2024年度から私有林人工林面積の譲与割合を5/10から55/100、人口の譲与割合を3/10から25/100に見直し
- 活用額は年々増加してきており、2023年度の活用予定は537億円。間伐等の森林整備面積が2022年度は初年度の約7倍となるとともに、上下流などの地方公共団体間の連携による取組も進展

市町村に対する支援

- 国は地域林政アドバイザーの活用推進等により市町村の体制整備を支援

市町村及び都道府県における森林環境譲与税の活用額



注：「2023年度」は、予定額について2023年3月時点（一部、9月時点）で地方公共団体への聞き取り結果をとりまとめたもの。

資料：総務省・林野庁森林利用課調べ。

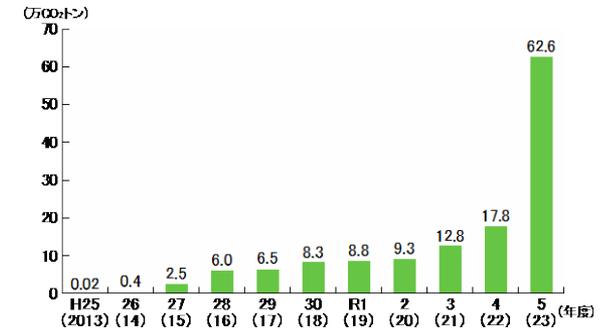
(6) 社会全体で支える森林づくり

今後、時点更新

多様な主体による森林づくりや、森林分野のクレジット化等の取組を推進

- 「第74回全国植樹祭」は岡山県、「第47回全国育樹祭」は福井県で開催
- 「森林×ACTチャレンジ」により、カーボンニュートラルへの貢献や生物多様性保全等の視点から企業等による森林づくりを促進
- J-クレジット制度における森林管理プロジェクトのクレジット認証量は62.6万CO₂トン（2024年3月時点）となり、前年度より44.8万CO₂トン増加の大幅な伸び
- 森林と人々の生活や環境との関係について理解と関心を深める森林環境教育の取組が推進

森林管理プロジェクトの
クレジット認証量の推移（累計）



注1：J-VERからの移行を含む。

注2：「森林管理プロジェクト」とは、森林経営活動、植林活動及び再造林活動による温室効果ガスの吸収活動。

資料：林野庁森林利用課作成。

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

保安林制度等を適切に運用するとともに、盛土等による災害防止に向けた取組を推進

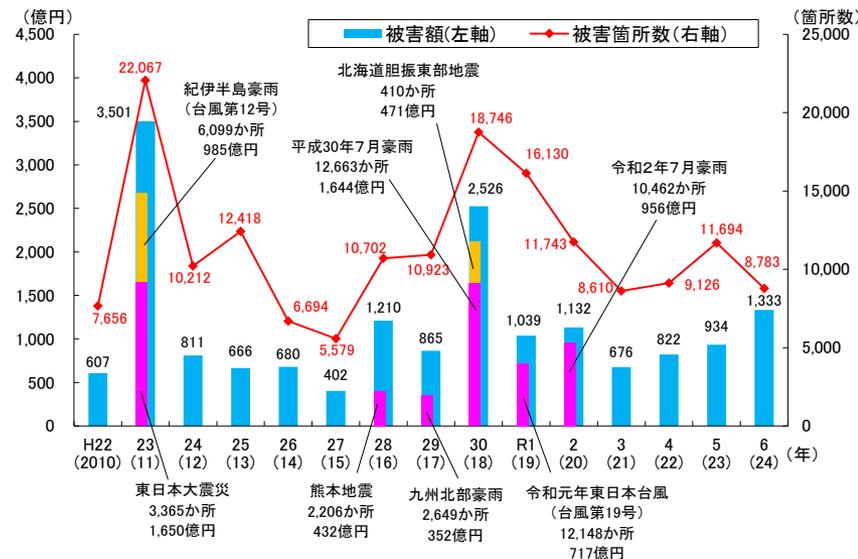
- ▶ 公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、伐採、転用等を規制。保安林以外の森林が転用される場合は、林地開発許可制度を適切に運用
- ▶ 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）により、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

(2) 山地災害等への対応

早期復旧に向けた迅速な対応を行うとともに、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を推進

- ▶ 治山事業は、森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることに寄与
- ▶ 2024年に発生した山地災害等に伴う被害額は1,333億円。主な山地災害は、令和6年能登半島地震や梅雨前線による大雨。短時間強雨の増加とともに、線状降水帯の発生等により総降水量が増加し、山地災害が激甚化
- ▶ 大規模な被害が発生した際には、早期復旧に向けて、ヘリ等を活用した被害状況調査を行うとともに、職員の派遣による技術的支援及び災害復旧等事業を推進
- ▶ 令和6年能登半島地震により発生した大規模な山腹崩壊の復旧のため、2024年3月から林野庁直轄による復旧事業を開始
- ▶ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（2020年12月閣議決定）等に基づき、「土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の実施率向上」等をKPIとして設定し、治山対策や森林整備を推進

山地災害等に伴う被害の推移



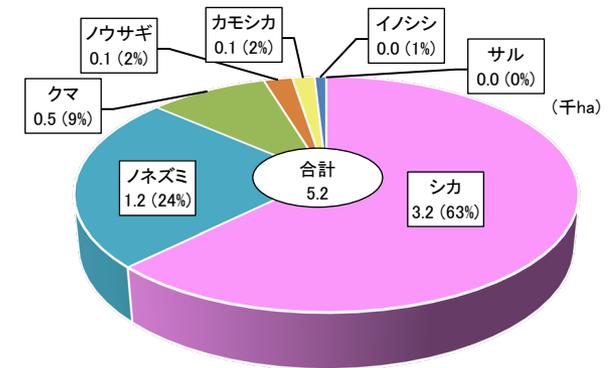
注：山地災害（林地荒廃、治山施設）及び林道施設等の被害額及び被害箇所数。
資料：林野庁治山課調べ。

(3) 森林被害対策の推進

野生鳥獣被害や、松くい虫被害、ナラ枯れ被害等への対策を実施

- 野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、約6割がシカによる被害
- 防護柵の設置等による植栽木の防護、捕獲等の対策を総合的に推進。2023年度は約72.3万頭（前年度比0.8%増）のシカを捕獲したが、2028年度までの半減目標達成に向けて、シカの生息頭数が増えている地域等を中心に捕獲を強化
- 松くい虫被害は、長期的に減少傾向にあるものの、我が国最大の森林病害虫被害。2023年度は夏季の高温少雨等により前年度比26.7%増の31.5万㎡。抵抗性マツの植栽、薬剤等による予防、被害木の伐倒による駆除等を実施
- ナラ枯れ被害は2023年度に北海道、2024年度に愛媛県で初確認されるなど被害区域が拡大しており、特に守るべき樹木及びその周辺において、粘着剤の塗布やビニールシート被覆による侵入予防、被害木くん蒸による駆除等を実施

主要な野生鳥獣による森林被害面積（2023年度）



注1：数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局及び都道府県からの報告に基づいて、集計したもの。
 注2：森林及び苗畑の被害。
 注3：計の不一致は四捨五入による。
 資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

4. 国際的な取組の推進

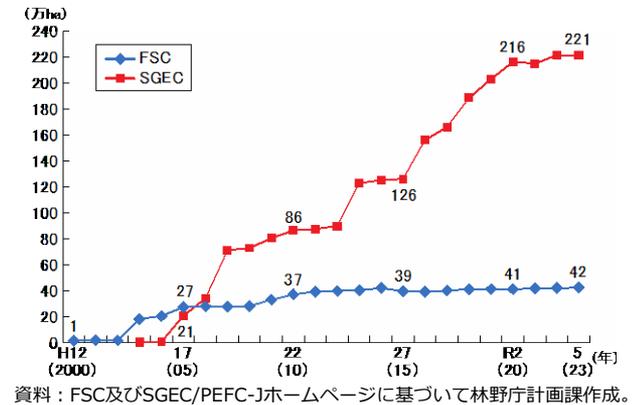
(1) 持続可能な森林経営の推進

今後、時点更新

世界の森林面積は依然として減少傾向、我が国は持続可能な森林経営に向けた取組を推進

- 2020年の世界の森林面積は41億ha（陸地面積の31%）で、アフリカ、南米等の熱帯林を中心に依然として減少傾向
- 我が国は、国連森林フォーラム（UNFF）、モントリオール・プロセス等の国際対話に積極的に参画し、持続可能な森林経営に向けた取組や、持続可能な木材利用に関する発信・共有を推進
- 持続可能な森林経営がされていることを認証する森林認証は、国際的なFSC認証とPEFC認証、我が国独自のSGEC認証（PEFC認証と相互承認）等が存在。我が国の認証森林の割合は1割程度であり、認証面積は増加傾向

我が国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移



(2) 地球温暖化対策と森林

今後、時点更新

地球温暖化対策計画の目標達成に向け、森林吸収源対策を推進

- 2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）では、2030年度の我が国の温室効果ガス排出削減目標を46%（2013年度総排出量比）、森林吸収量の目標を約2.7%に設定
- この目標の達成に向け、主伐後の再生林の確実な実施や適切な保育等の森林整備、木材利用の拡大等の取組を推進
- 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の取組や、気候変動適応計画（2023年5月閣議決定）等に基づく適応策を推進

我が国の温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標

	地球温暖化対策計画 目標年度:2030年度
日本の温室効果ガス削減目標	▲46% (2013年度総排出量比) ※更に50%の高みに向けて挑戦を続ける
森林吸収量目標	約2.7% (同上記)

注：森林吸収量目標には、間伐等の森林経営活動等が行われている森林の吸収量と、伐採木材製品（HWP）に係る吸収量を計上。

(3) 我が国の国際協力

今後、時点更新

JICAを通じた技術協力や、国際機関を通じたプロジェクトを実施

- JICAを通じた技術協力や、資金協力等の二国間協力、国際機関（FAO、ITTO）を通じたプロジェクトの実施等の多国間協力等により、対象国における森林減少抑止、持続可能な森林経営や木材利用拡大、合法性・持続可能性が確保された木材等の流通体制の構築、気候変動対策、生態系を活用した防災・減災等の推進に貢献

独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた森林・林業分野の技術協力プロジェクト等(累計)

地域	実施中件数	終了件数	計
アジア	9	81	90
大洋州	1	5	6
中南米	3	32	35
欧州	2	4	6
中東	1	2	3
アフリカ	6	27	33
合計	22	151	173

注1：令和5(2023)年12月末現在の数値。

注2：終了件数は昭和51(1976)年から令和5(2023)年12月末までの実績。

資料：林野庁計画課調べ。

1. 林業の動向

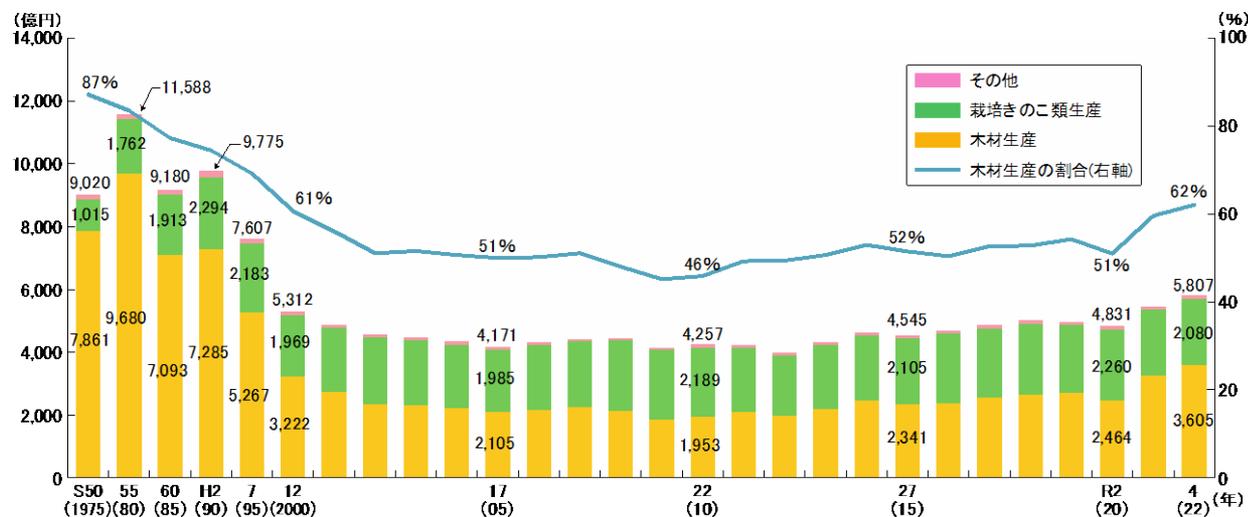
(1) 林業生産の動向

今後、時点更新

2022年の林業産出額は5,807億円で、近年は増加傾向

- 我が国の林業産出額は増加傾向で推移。2022年は、前年に生じた木材価格の上昇の影響が続いたこと、建築用材や燃料用チップ素材の生産量が増加したこと等を背景に、前年比6.4%増の5,807億円
- このうち約6割を占める木材生産は前年比10.8%増の3,605億円

林業産出額の推移



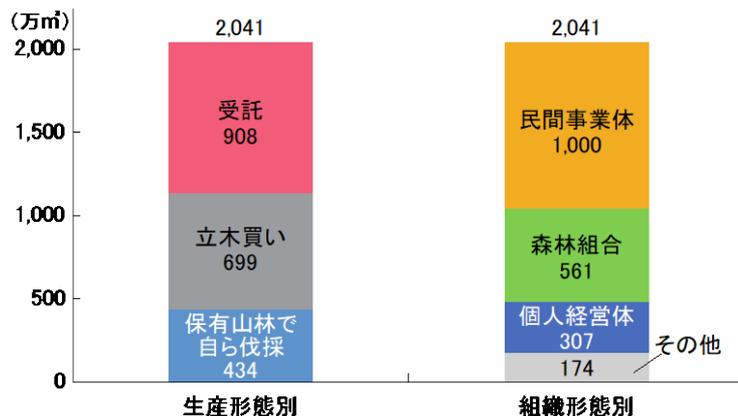
注：「その他」は、薪炭生産及び林野副産物採取。
資料：農林水産省「林業産出額」

（2）林業経営の動向

1 林業経営体当たりの素材生産量は増加し、林業経営体の規模拡大が進行

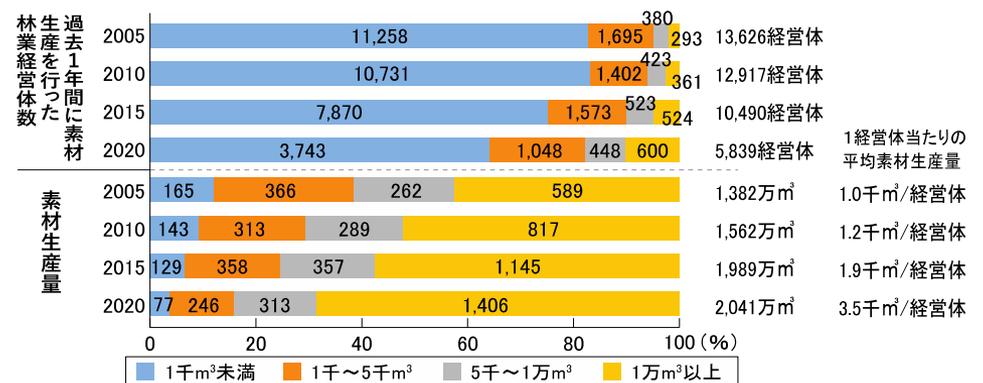
- 林家69万戸のうち保有山林面積が10ha未満の林家が88%を占め、小規模・零細な所有構造
- 林業経営体による素材生産量の約8割は森林所有者からの受託や立木買い。また、民間事業体や森林組合が素材生産全体の約8割を担っている状況
- 1 林業経営体当たりの平均素材生産量は増加。年間素材生産量が1万m³以上の林業経営体による生産量が約7割を占めるまで伸展し、規模拡大が進行
- 森林組合は607組合（2022年度）。森林整備の中心的な担い手となっており、経営基盤の強化が必要

生産形態別及び組織形態別の素材生産量



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

素材生産量規模別の林業経営体数等の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

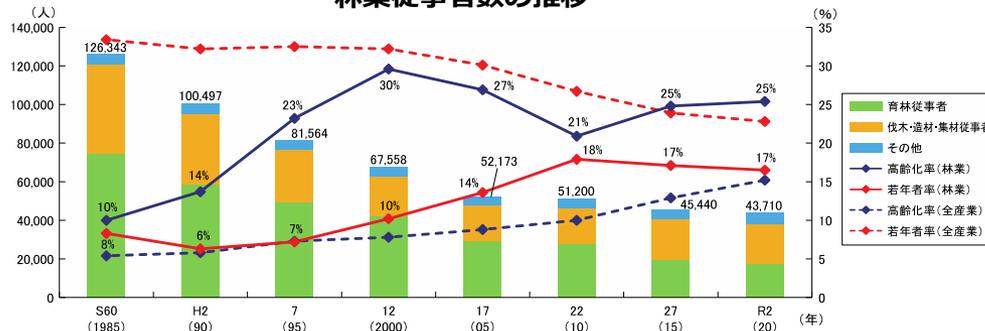
（3）林業労働力の動向

今後、時点更新

労働力の確保に向けて「緑の雇用」事業等を推進

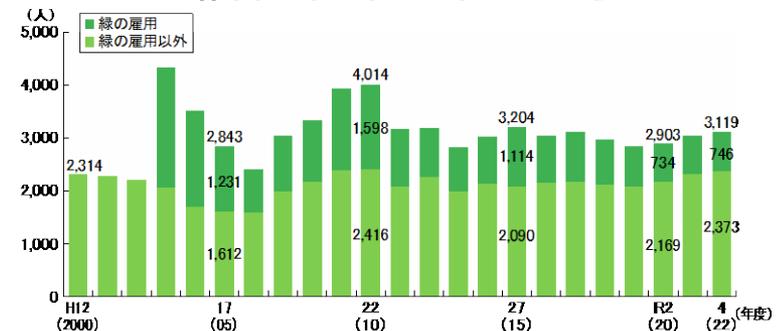
- 林業従事者数は、長期的には減少傾向であったが、近年横ばいへ転じ、2020年は4.4万人。若年者率は全産業で低下する中、横ばいで推移
- 「緑の雇用」事業により新規就業者の確保・育成を図っており、これを活用した2023年度の新規就業者は778人。同事業による3年後の定着率は69.9%
- 特定技能制度への林業分野の追加など、外国人材の受入れに関する仕組みを整備
- 林業の労働災害発生率は低下傾向にあるものの他産業に比べて高いため、安全衛生装備の導入や、安全巡回指導等を推進
- 林業従事者の通年雇用化が進展し、年間平均給与も361万円（2022年）まで上昇しているが、全産業より100万円程度少ない状況にあり、施業集約化や販売力強化等による経営体の収益性向上の取組や技能検定を含む能力評価による処遇の改善等を推進
- 林業に従事する女性は2,730人（2020年）。女性が働きやすい環境整備の推進は、男性も含めた「働き方改革」にも貢献

林業従事者数の推移



注1：「高齢化率」とは、65歳以上の従事者の割合。
 2：「若年者率」とは、35歳未満の従事者の割合。
 資料：総務省「国勢調査」

林業経営体の新規就業者数の推移



注：「緑の雇用」は、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等による1年目の研修を修了した者を集計した値。
 資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

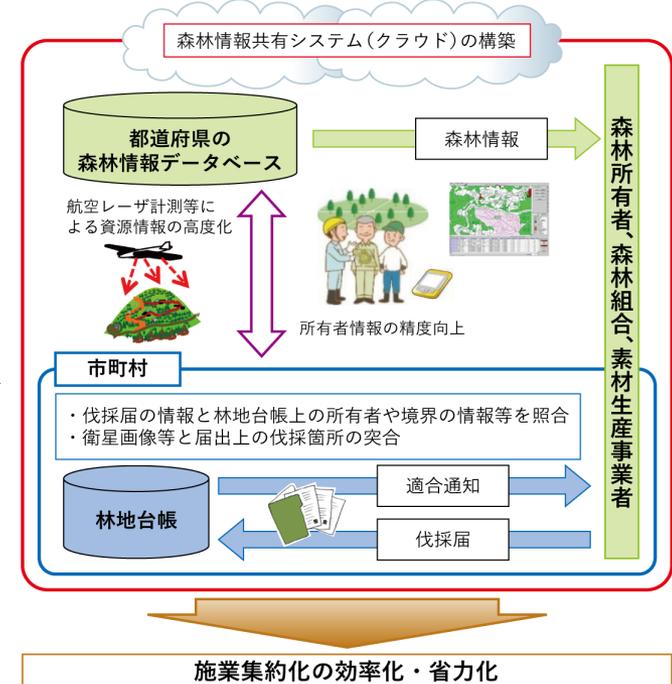
（4）林業経営の効率化に向けた取組

生産性向上のための施業の集約化や収支をプラス転換する「新しい林業」に向けた取組を推進

施業の集約化

- 生産性向上を図るためには、複数の所有者の森林を取りまとめ、路網整備や間伐等を一体的に実施する「施業の集約化」が必要
- 森林経営計画制度等により施業集約化を推進
- 境界明確化に向けてはリモートセンシングデータを活用した測量等を支援
- 所有者が不明な森林に対しては、森林経営管理制度により、一定の手続きを経て市町村が経営管理権を設定できる所有者不明森林等における特例措置の活用を推進
- 所有者や境界の情報等を一元的に管理する林地台帳の活用や、都道府県での森林クラウドの導入など林業経営体に対して施業集約化に必要な森林情報を提供する取組を推進
- 提案型集約化施業を行う「森林施業プランナー」の育成を支援
- 主伐・再造林の増加や木材の有利販売等の林業経営上の課題に対応して持続的な経営を実践する「森林経営プランナー」の育成を支援

森林クラウドを活用した 森林施業の集約化のイメージ



「新しい林業」に向けて

- 林業は、造林から収穫まで長期間を要し、自然条件下での人力作業が多いことから、低い生産性や安全性の改善が課題
- 高性能林業機械の導入による生産性の向上等の従来の取組に加えて、新技術の活用により伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組を推進
- 収益性の向上につながる経営モデルの実証により、「新しい林業」の経営モデルの構築・普及の取組を支援
- 「新しい林業」を支える先端技術等の導入に向けて、林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証を推進
- 2023年度から、多様な関係者で構成される地域コンソーシアムが主体となり、地域一体で森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業戦略拠点」の取組を3地域（北海道・静岡県・鳥取県）で支援

2024年度のデジタル林業戦略拠点取組地域の概要

北海道地域 ICTハブスタデータ
スマート林業EZOモデル構築協議会

取組

- ・ICTハブスタで得た丸太生産情報をクラウドに集積
- ・素材生産→集運材→製材工場の流通にデータ利用
- ・各段階の丸太検知を省力化
- ・遠隔操作機械を活用した下列の省力化 等

※SCM：サプライチェーンマネジメント

静岡県 木材SCMシステム*
静岡県東部地域デジタル林業推進コンソーシアム

取組

- ・土場の丸太情報をアプリで取得しシステムに集積
- ・土場→集運材→合板工場等の流通にデータ利用
- ・各段階の丸太検知、合板工場の納品管理を省力化
- ・伐採区域をGNSS測量し森林調査を省力化 等

※SCM：サプライチェーンマネジメント

鳥取地域 トレーサビリティシステム
鳥取県デジタル林業コンソーシアム

取組

- ・原木・製品の需給データの集積・共有
- ・素材生産→原木市場→製材工場→プレカット→工務店等の流通にデータ利用、トレーサビリティの事務手間を削減
- ・林業従事者の施業プラン・作業日報をデジタル化 等

トレーサビリティ（販売管理票の各段階確認）
電子申請
証明書の電子交付

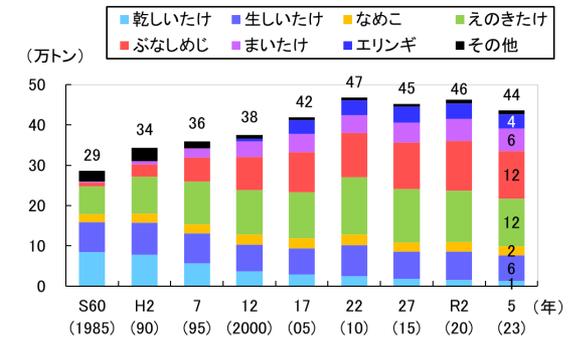
2. 特用林産物の動向

（1）きのご類等の動向 今後、時点更新

特用林産物は林業産出額の約4割。きのご類の輸出量は増加傾向

- 特用林産物は林業産出額の約4割。地域経済の活性化や山村地域における所得の向上等に大きな役割
- 特用林産物の生産額の8割以上がきのご類で、2023年の生産量は天候不順や需要減を見込んだ生産調整等により前年比5.0%減の43.6万トン
- きのご類は国内需要の89%を国内で生産。近年、燃油・電気代や生産資材価格が高騰していることから、安定供給に向けて、省エネ化を図る施設整備や生産資材費の一部を支援
- 海外における和食の普及や健康的な食生活への関心の高まりに伴い、きのご類の輸出量は増加傾向

きのご類の国内生産量の推移



注1：乾しいたけは生重量換算値。

2：2000年までの「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類の合計。

2005年以降の「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類等の合計。

資料：農林水産省「特用林産基礎資料」

（2）薪炭・竹材・漆の動向

2023年の木炭、竹の生産量は前年より増加、薪の生産量も増加傾向で推移

- 2023年の木炭の生産量は、飲食店需要の回復等により、前年比19.9%増の2.0万トン。薪の生産量は、増加傾向で推移しており、2023年は前年比9.5%増の6.3万トン
- 竹材の生産量は、2017年以降減少傾向にあったが、2023年は8.5%増の90万束。近年は、家畜飼料、土壌改良材、メンマ、洗剤など、竹資源の有効利用に向けた取組が進展
- 漆の生産量は、1.7トン（2023年）。工芸品等の主要産地を中心にウルシ林が造成・整備

3. 山村（中山間地域）の動向

（1）山村の現状

山村の地域資源に対し都市住民や外国人観光客、地方移住希望者から大きな関心

- 山村は、林業を始め様々な生業が営まれる場であり、森林の多面的機能の発揮にも重要な役割
- 山村振興法に基づく「振興山村」は国土面積の約5割、林野面積の約6割。過疎化・高齢化が進行し、森林の荒廃等の問題が発生
- 山村の豊富な森林・水資源、景観、文化等に対しては、都市住民や外国人観光客、地方移住希望者から大きな関心

（2）山村の活性化

林業・木材産業の成長発展に加え、地域資源の発掘と付加価値向上等の取組を支援

- 山村地域での生活を成り立たせていくためには、地域資源を活かした産業の育成等を通じた山村の内発的な発展が不可欠。森林資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させるほか、特用林産物、広葉樹、ジビエ等の地域資源の発掘と付加価値向上等の取組を支援
- コミュニティの維持・活性化のため、地域住民や地域外関係者（関係人口等）による里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進
- 林業高校・林業大学校への進学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用等を契機とした移住、定住を促進
- 健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を利用しようとする動きを受け、森林空間における体験プログラムの提供等により、山村地域に収入・雇用の機会を生み出し、関係人口の創出・拡大にもつなげる「森林サービス産業」の創出を推進

1. 木材需給の動向

(1) 世界の木材需給の動向

今後、時点更新

世界の産業用丸太消費量は約20億 m^3

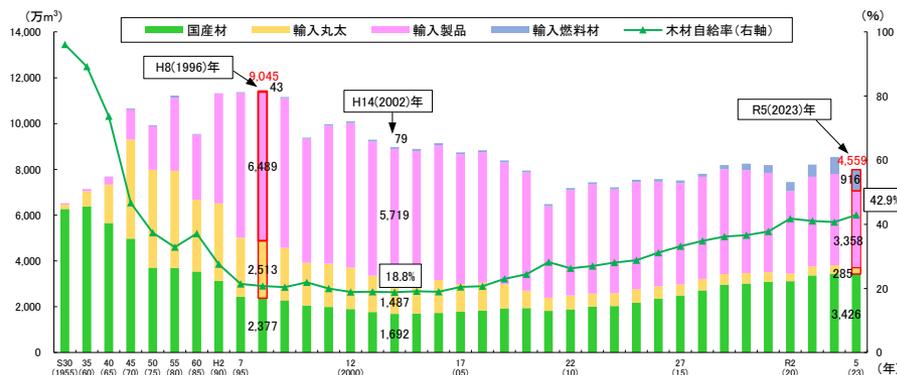
- 世界の産業用丸太消費量は、近年おおよそ20億 m^3 で推移し、2022年は前年比2%減の20億2,606万 m^3
- 世界の産業用丸太輸入量は前年比17%減の1億1,858万 m^3 。最大の輸入国は中国で、世界の輸入量に占める割合は近年上昇し、2022年は37%

(2) 我が国の木材需給の動向

2023年の我が国の木材需要量、国産材供給量はともに減少したものの、木材自給率は42.9%

- 木材需要量は、燃料材の需要が増加したものの、建築用材等の需要が減少した結果、2023年は前年比6.1%減の7,985万 m^3
- 国産材供給量は、我が国の森林資源の充実等により2002年を底に増加傾向であったが、2023年は前年比1.0%減の3,426万 m^3
- 木材輸入量は、燃料材が増加したものの、丸太・製品がともに減少した結果、2023年は前年比9.7%減の4,559万 m^3
- 木材自給率は、木材輸入量の減少幅に対して国産材供給量の減少幅が抑えられたことから、2023年は前年比2.2ポイント上昇し42.9%。建築用材等の自給率は前年比5.8ポイント増の55.3%

木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

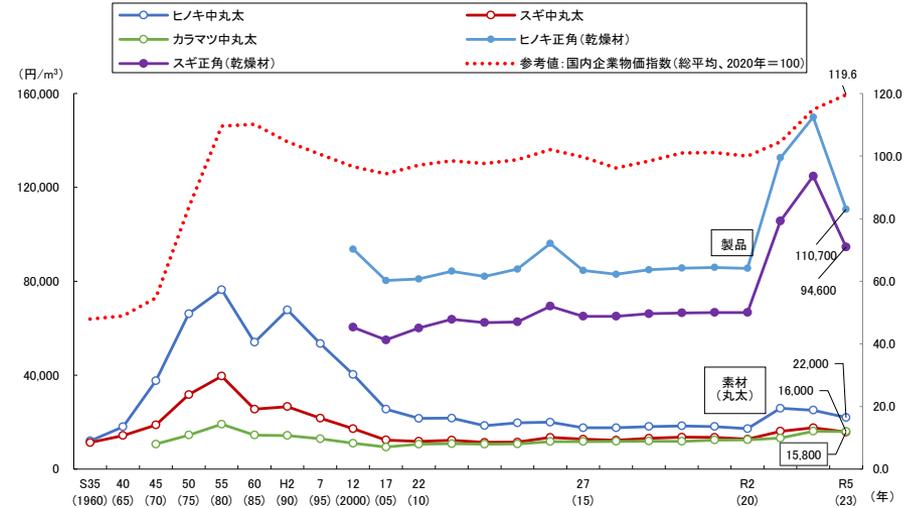
(3) 木材価格の動向

今後、時点更新

2023年の木材価格は2021年のピーク時から低下

- 2023年の木材価格は、製品・素材（丸太）ともに、2021年の木材不足・価格高騰から下落傾向。国内企業物価指数が上昇している中ではあるが、価格上昇前の2020年よりも高い状況

我が国の木材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」

(4) 違法伐採対策

今後、時点更新

改正クリーンウッド法が2025年4月に施行予定。合法性が確認された木材の供給拡大が期待

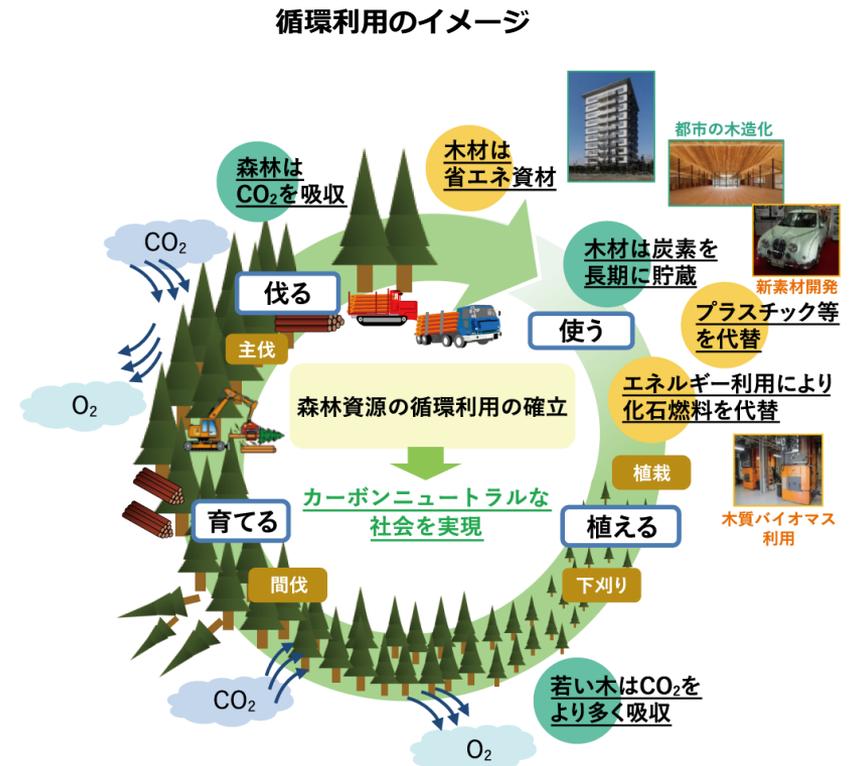
- 2017年に施行されたクリーンウッド法（正式名称：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）により、合法性の確認等の措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、登録木材関連事業者として登録。登録件数は660件（2024年3月末時点）。第一種登録木材関連事業者によって合法性が確認された木材は約3,500万³で、2022年木材需要量の約4割
- 川上・水際の木材関連事業者による合法性確認等の義務付け等を内容とする改正クリーンウッド法が2023年4月の第211回通常国会にて成立し、2025年4月に施行予定。合法性が確認された木材の供給が拡大し、安心して木材を利用できる環境が整うことが期待

2. 木材利用の動向

(1) 木材利用の意義

木材利用は2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献

- 森林から搬出された木材を建築物等に利用することにより、森林が吸収した炭素を長期的に貯蔵することが可能。木材は製造・加工時のエネルギー消費が他資材よりも比較的少なく建築に係る排出削減に貢献。さらに、建築用材等としての利用後もカーボンニュートラルな燃料として化石燃料を代替することが可能
- こうした意義は、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するものとして、都市の木造化推進法（正式名称：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）に規定されるとともに、「地球温暖化対策計画」（2021年10月閣議決定）や「循環型社会形成推進基本計画」（2024年8月閣議決定）にも反映
- 木材には調湿作用や高い断熱性があるほか、生理・心理面に好影響



(2) 建築分野における木材利用

今後、時点更新

建築用木材の需要の大部分は低層住宅分野。非住宅・中高層建築物の木造化・木質化も進展。

まち
「都市の木造化推進法」等により更なる木材利用を後押し

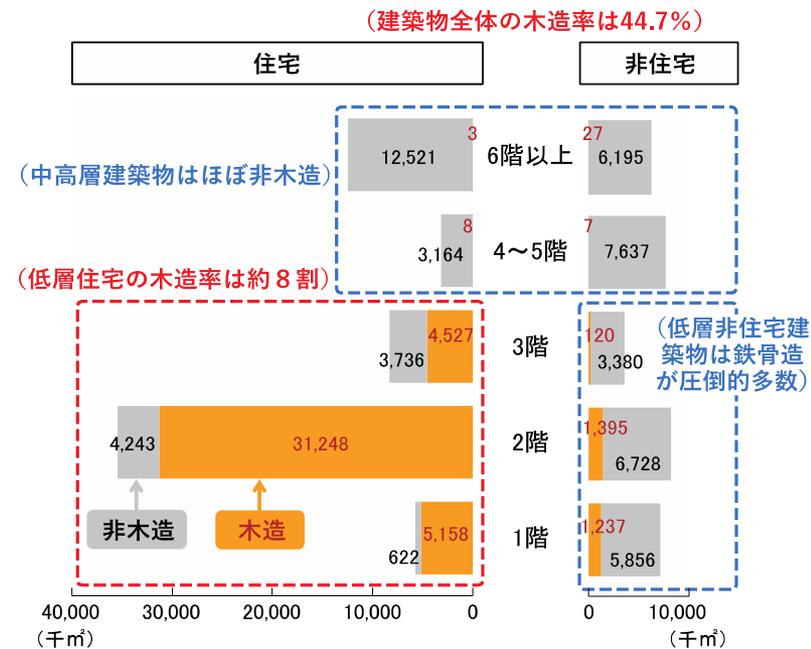
建築分野における木材利用の概況

- 着工建築物の床面積ベースで見ると、低層住宅（1～3階建て）の木造率は80%を超えるが、低層非住宅建築物及び中高層建築物（4階建て以上）の木造率は低位。住宅（木造軸組工法）における国産材の使用割合は約5割
- 建築用木材の需要の大部分を占める低層住宅分野において、国産材の利用率を増やしていくことが重要。一方、人口減少等により新設住宅着工戸数が長期的には減少していく可能性を踏まえると、非住宅・中高層建築物での木造化・木質化を進め、新たな木材需要を創出することが重要

住宅分野における木材利用の動向

- 住宅に用いられる木材製品については、寸法安定性や強度等の品質・性能が求められており、人工乾燥材の割合が増加
- 大手住宅メーカーでは、横架材と柱材で寸法安定性の高い集成材の割合が増加。横架材は輸入材が高いシェアを持つ一方、柱材は国産のスギ集成材の利用も増加
- 工務店では製材の使用率が高く、部材によらず国産材の使用率が比較的高い傾向

用途別・階層別・構造別の着工建築物の床面積



注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。
資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」に基づいて林野庁木材産業課作成。

非住宅・中高層建築物における木材利用の動向

今後、時点更新

- 非住宅・中高層建築物については、製材やCLT、木質耐火部材等に係る技術開発の進展、建築基準の合理化など、技術的・制度的に木材利用の環境整備が進み、木材を構造部材等に使用した10階建てを超える先導的な高層建築の例も出現
- 更に木材利用を進めるため、設計者等の育成、標準的な設計・工法の普及に加え、部材の標準化や建築基準の合理化等を推進するとともに、ウッド・チェンジ協議会での検討、都市の木造化推進法による建築物木材利用促進協定の締結（国協定21件、地方協定129件）など、都市の木造化・木質化に向けた官民挙げた取組を実施
- 国の建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等を一元的に案内する窓口である「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」を木材利用促進本部事務局に設置
- ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点から、建築物への木材利用の効果に係る評価項目・評価方法をまとめた「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を2024年3月に作成・公表



ウッドライズ仙台
（宮城県仙台市）
令和6年度木材利用推進コンクール
林野庁長官賞



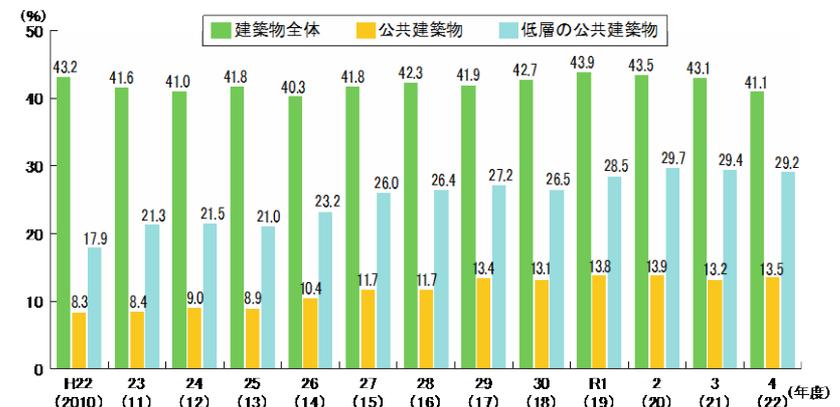
津山信用金庫二宮支店
（岡山県津山市）
令和6年度木材利用推進コンクール
審査委員会特別賞

公共建築物等における木材利用

今後、時点更新

- 2022年度に着工された公共建築物の木造率（床面積ベース）は13.5%、うち低層は29.2%
- 都道府県ごとでは、低層の公共建築物の木造率について1～2割と低位な都府県がある一方、5割を超える県も存在
- 大規模災害後に木造応急仮設住宅を速やかに供給するため、全国で災害協定の締結が進展。令和6年能登半島地震では、長屋型の木造応急仮設住宅のほか、戸建風の木造のものが建設

建築物全体と公共建築物の木造率の推移



資料：国土交通省「建築着工統計調査」のデータに基づいて林野庁木材利用課が試算。

(3) 木質バイオマスの利用

新たなマテリアル利用に向け開発を推進。エネルギー利用される木質バイオマス量は年々増加

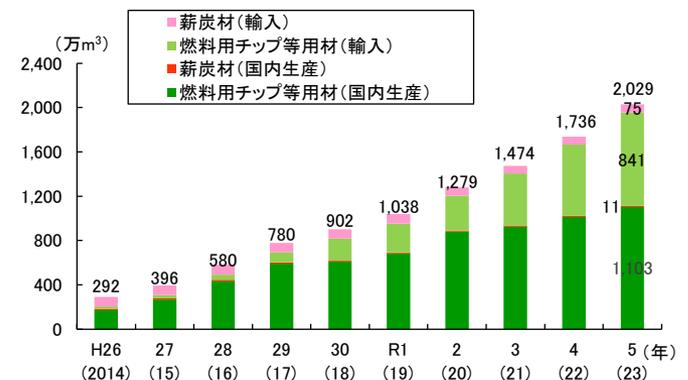
木質バイオマスの新たなマテリアル利用

- 2024年8月に閣議決定された「循環型社会形成推進基本計画」において、木材については、炭素の貯蔵や化石資源の利用抑制に資することから、建築用材等の利用に加え、改質リグニン等の木質系新素材への活用を進めることを明記
- 化石資源由来の高機能プラスチックを代替する改質リグニンの製品開発を推進。社会実装に向けた大規模製造技術の実証を支援
- CNF（セルロースナノファイバー）は、製造設備が各地で稼働しており、食品、塗料等に使用。更なる普及に向けて、森林資源の豊富な中山間地域に適した規模で環境負荷の小さい製造・利用技術の確立が必要

木質バイオマスのエネルギー利用

- エネルギー利用される木質バイオマス量は年々増加し、2023年における燃料材の国内消費量は前年比16.7%増の2,029万³、うち国内生産量は同8.5%増の1,113万³
- 再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度やFIP制度により木質バイオマス発電施設が各地で稼働
- 燃料材の安定供給に向けて、全木集材による枝条等の活用や林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築等を支援
- 木質バイオマスの熱利用におけるエネルギー変換効率(80%以上)と高効率であり、積極的な熱利用が必要。地域の森林資源を熱利用・熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築を推進

燃料材の国内消費量の推移



注1：「薪炭材」とは、木炭用材及び薪用材である。
 注2：「燃料用チップ等」とは、燃料用チップ及びペレットである。
 注3：いずれも丸太換算値。
 資料：林野庁「木材需給表」

(4) 消費者等に対する木材利用の普及

「木づかい運動」「木育」等により木材利用の意義を発信

- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」を展開。都市の木造化推進法で、10月が「木材利用促進月間」として位置付け
- 「ウッド・チェンジロゴマーク」や「木づかいサイクルマーク」を企業等に使用してもらうことにより消費者等の認知度を向上させ行動を促進
- 長谷川町子美術館の協力の下、サザエさん一家に「森林の環境援団」を委嘱。森林資源の循環利用の普及啓発に向け、イベントやSNSを通じた情報発信等を実施
- 「ウッドデザイン賞」では、木の良さや価値を再発見できる製品や取組等を表彰
- 子供から大人までが木に触れつつ木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進

森林の環境援団の活動の様子



ウッドデザイン賞2023優秀賞の例



北こぶし知床ホテル
& リゾート



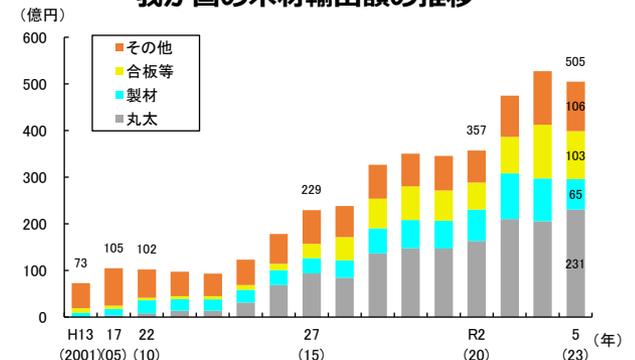
フラン リビング
イージーチェア

(5) 木材輸出の取組

木材輸出額は近年増加傾向。2023年は505億円

- 木材輸出額は近年増加傾向。2023年は前年比4.2%減の505億円
- 品目別にみると丸太が45.8%と最も多く、その9割が中国へ輸出され、こん包材、土木用等に利用。また、米国向けの製材は、主にフェンス材に利用
- 製材・合板を輸出重点品目とし、丸太中心の輸出から、付加価値の高い製品の輸出への転換を促進
- 輸出に取り組む産地の育成、相手国の建築士等を対象にした木造技術講習会の開催等の取組を支援。また、(一社)日本木材輸出振興協会では、海外展示会等への出展、セミナーを通じた販売促進活動、米国への製材輸出に向けた性能検証等を実施

我が国の木材輸出額の推移



注1：HS44類の合計。
注2：2023年については、確定値。
資料：財務省「貿易統計」

3. 木材産業の動向

(1) 木材産業の概況

木材・木製品製造業の付加価値額は近年増加傾向

- ▶ 木材・木製品製造業の付加価値額は、近年増加傾向で推移し、2022年は1兆1926億円

(2) 木材産業の競争力強化

木材産業における国際競争力や地場競争力の強化に向けた取組が進展

- ▶ 国際競争力の強化に向け、品質・性能の確かな製品を低コストで安定供給していくため、製材・合板等の工場において大規模化・集約化が進展
- ▶ 中小製材工場等では地場競争力の強化に向け、多品目の製品を生産する取組や、地域の素材生産業者、工務店等の関係者と連携し、地域のニーズに対応した特色ある取組等を促進
- ▶ 中大規模建築物には設計時に構造計算が必要であることや、建築基準法令の改正に伴い小規模木造建築物についても構造関係の審査が必須となること等から、品質・性能の確かなJAS構造材の供給が必要。JAS構造材の生産体制の整備、利用実態に即したJAS規格の区分や基準の合理化等の見直しを行うとともに、JAS構造材の利用実証等を支援
- ▶ 原木の安定供給体制の構築に向けて、川上と川中の安定供給協定の締結等を推進
- ▶ 国産材の供給力強化に向け、生産性の向上や国内人材の確保の取組とあわせ、木材産業分野の外国人材の受入れ拡大に向けた取組を推進

(3) 国産材活用に向けた製品・技術の開発・普及

国産材の活用に向けた新たな製品・技術の開発・普及を推進

- 今後出材の増加が見込まれる大径材に対応した木取り等、製材や加工、乾燥の技術の開発・普及を推進
- 非住宅・中高層建築物への木材利用拡大に向け、「CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～」に基づき標準的な木造化モデルの作成・普及やCLTパネル等の寸法等の標準化等を推進。また、木質耐火部材の技術開発等を推進
- 低層非住宅建築物の木造化に向け、一般流通材で大スパンを実現する構法の開発・普及を推進。また、各地域での拡大が期待できる中層木造建築物について、コスト・施工性等の面で高い競争性を有しかつ展開が期待できる構法等の普及を推進
- 内装・家具等における国産材需要の拡大に向け、国内広葉樹等を活用した技術・製品の開発や普及・販売を推進

(4) 木材産業の各部門の動向

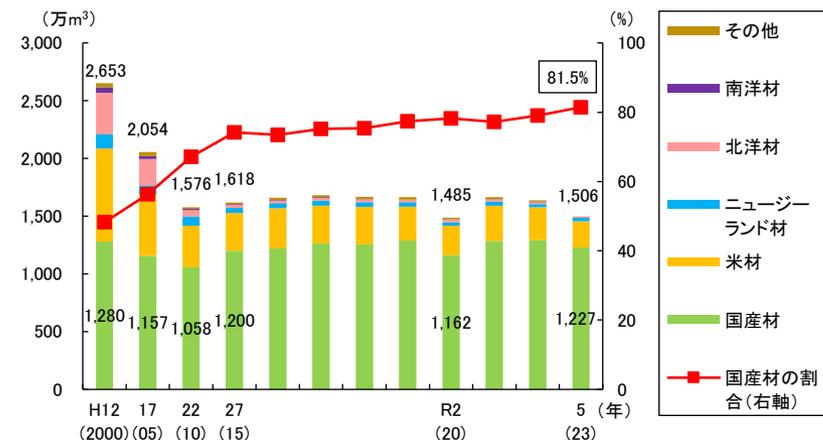
今後、時点更新

製材業、集成材製造業、合板製造業では国産材の利用割合が長期的に増加傾向

(ア) 製材業

- 製材品の出荷量は近年ほぼ横ばいで推移。2023年は前年比7.4%減の796万m³。原木入荷量の81.5%が国産材

国内の製材工場における原木入荷量と国産材の割合



注：2019年の「その他」は「南洋材」を含む。
資料：農林水産省「木材需給報告書」

(イ) 集成材製造業

今後、時点更新

- 国内での集成材の生産量は、2023年には前年比1.0%増の168万 m^3 であり、用途別では構造用が大半。国内の集成材生産量における国産材割合は47.1%で、長期的に増加傾向
- 集成材の製品輸入は65万 m^3 で、集成材供給量全体に占める割合は28.0%

(ウ) 合板製造業

- 普通合板の生産量は、2023年には前年比17.2%減の253万 m^3 であり、用途別では構造用が大半
- 合板への国産針葉樹の利用が拡大し、2023年には国内の合板生産における国産材割合は94.5%に上昇
- 輸入製品を含む合板用材需要量全体に占める国産材割合は52.3%で増加傾向

(エ) 木材チップ製造業

- 2023年の木材チップ（燃料用チップを除く。）の生産量は前年比0.3%減の526万トン。原木以外に工場残材、解体材・廃材等から生産。一方、木材チップの輸入量は2023年には前年比1.7%減の1,112万トン

(オ) パーティクルボード製造業・繊維板製造業

- 2023年のパーティクルボードの生産量は前年比5.0%減の94万 m^3 、繊維板の生産量は前年比13.8%減の62万 m^3

(カ) プレカット製造業

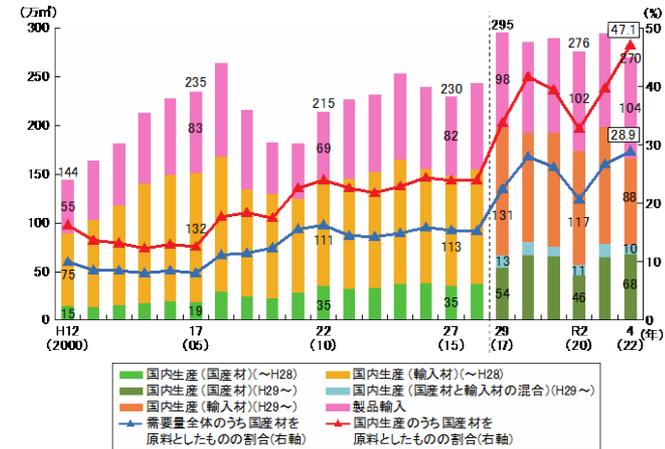
今後、時点更新

- 木造軸組工法におけるプレカット加工率は2022年には94%まで拡大

(キ) 木材流通業

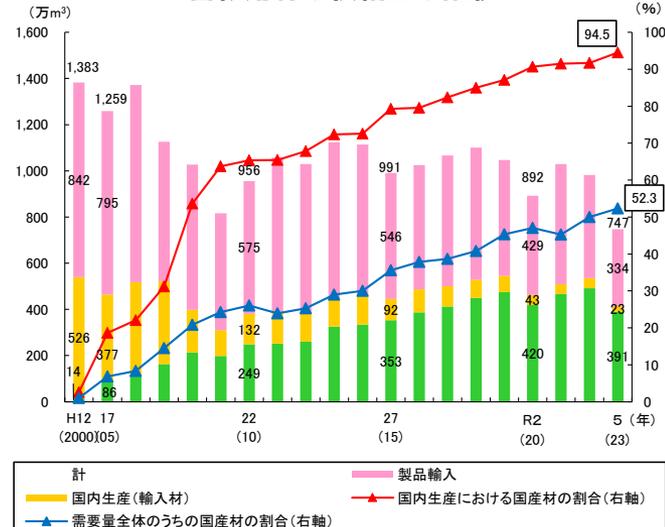
- 2023年の国産原木の流通において、素材生産者から製材工場等へ直接販売されたものは41.8%、木材市売市場等に出荷したものは31.0%、木材販売業者等へ販売されたものは27.3%

集成材の供給量の推移



資料：国内生産の集成材については、2016年までは、日本集成材工業協同組合調べ。2017年以降は、農林水産省「木材需給報告書」。「製品輸入」については、財務省「貿易統計」。

合板用材の供給量の推移



注：数値は全て丸太材積に換算したものの。
資料：林野庁「木材需給表」



1. 国有林野の役割

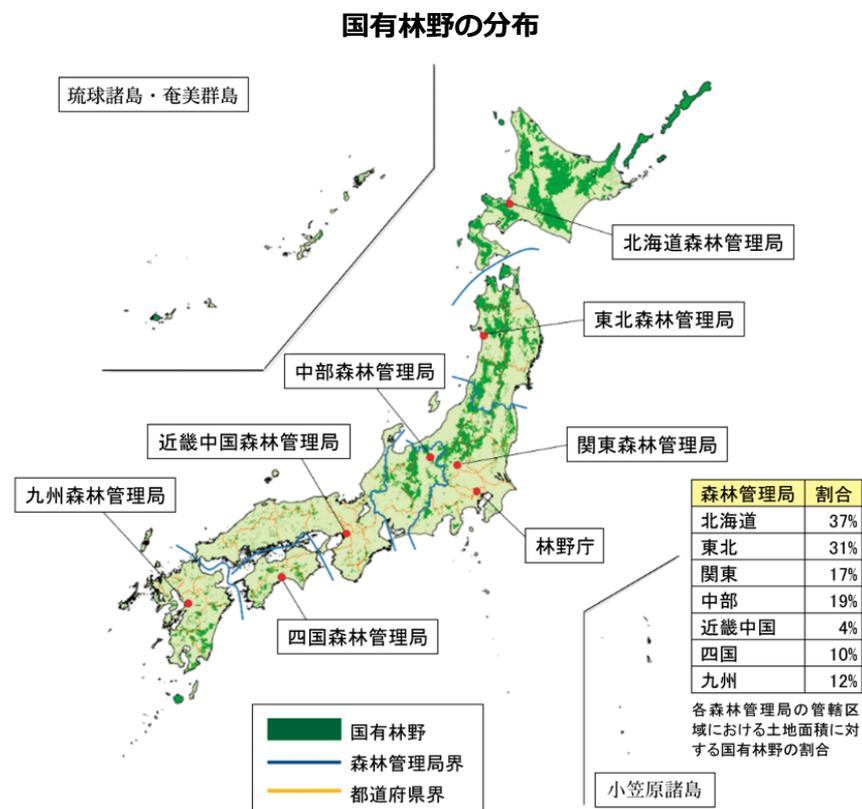
国有林野は、森林面積の約3割を占め、国土の保全、水源の涵養等の国民全体の利益につながる公益的機能を発揮

(1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野（758万ha）は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占め、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の国民全体の利益につながる公益的機能を発揮

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、国有林野事業として一元的に管理経営



資料：国有林野の面積は農林水産省「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は国土交通省「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(2024年7月1日時点)」。

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

多様な森林の育成、治山対策、生物多様性の保全等、公益重視の管理経営を一層推進

- 国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養」の5つのタイプに区分し管理経営
- 複層林への誘導や針広混交林化などにより多様な森林を育成するほか、林地保全や生物多様性保全に配慮した施業を実施。また、間伐や主伐後の再造林を推進し、森林吸収源対策にも貢献
- 国有林野は公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く、約9割が保安林に指定。治山事業により荒廃地の整備や災害復旧等を実施
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」を設定。希少な野生生物の保護、シカ等の野生鳥獣による森林被害への対策等を実施
- 我が国の世界自然遺産の陸域の86%は国有林野であり、そのほとんどを「森林生態系保護地域」として厳格に保護・管理

我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合



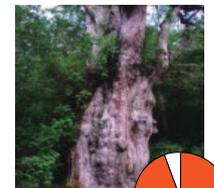
しれとこ
知床
(北海道)



しらかみさんち
白神山地
(青森県・秋田県)



おがさわらしょとう
小笠原諸島
(東京都)



やくしま
屋久島
(鹿児島県)



あまみ おおしま とくのしま
奄美大島、徳之島、
おきなわしまほくぶ
沖繩島北部及び
いりおもてしま
西表島
(鹿児島県・沖縄県)

資料：林野庁経営企画課作成。

(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

民有林への技術普及、木材の安定供給等により森林・林業施策の推進に貢献

- 「新しい林業」の実現に向けて、林業の省力化や低コスト化等に資する技術の実証や事業での実用化により効率的な森林施業を推進するとともに、民有林関係者を含めた森林施業に関する現地検討会の開催を通じて、民有林への普及・定着を推進
- 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域において、公益的機能を確保しつつ、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定する樹木採取権制度を推進
- 製材・合板工場等の需要者と協定を締結し、山元から木材を直送する「システム販売」（2023年度は国有林からの素材販売量の58%）等を通じて、地域における木材の安定供給体制の構築に貢献
- 地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携して167か所に「森林共同施業団地」を設定し、民有林野と国有林野を接続する路網整備や協調出荷等を実施

(3) 「国民の森林」としての管理経営等

フィールド提供や観光資源としての活用等、国民に開かれた管理経営を推進

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して、「遊々の森」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「法人の森林」等を設定し、フィールドを提供
- 農林業を始めとする地域産業の振興等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け等を実施
- 「レクリエーションの森」については、地域関係者と連携して管理運営。そのうち、特に観光資源としての潜在的魅力がある93か所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、標識類等の多言語化や施設修繕などの環境整備、ホームページやSNS等での情報発信を重点的に実施

「日本美しい森 お薦め国有林」の例



1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

被災した海岸防災林等の大部分が復旧・再生。復興に向けて森林・林業・木材産業が貢献

(1) 東日本大震災からの復興に向けて

- 2011年に発生した東日本大震災では、強い揺れや大規模な津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害が発生
- 2011年からの10年間で復興期間として取組を推進。2021年3月に「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定。2024年3月に基本方針の見直しを行い、帰還困難区域を含め森林・林業再生を進めるため、関係者との調整など必要な対応を進めることを追記。このため、現在、帰還困難区域の森林整備の再開に向け、作業者の安全・安心の確保の方策や整備の必要箇所の把握など、林野庁の対応方向を福島県、市町村等へ説明

(2) 森林等の被害と復旧・復興

- 林地荒廃等の被害箇所については、国が災害復旧事業等を採択した591か所全てで事業が完了
- 津波により被災した海岸防災林については、2025年3月末時点で要復旧延長約164kmのうち、約163kmで植栽等の工事が完了し、健全な生育を促す保育作業を継続的に実施。福島県における植栽未完了部分については、関係機関と調整しつつ、完了に向けて事業を実施

(3) 復興への木材の活用と森林・林業・木材産業の貢献

- 木質バイオマスを含む再生可能エネルギーの導入を促進。各県で木質バイオマス関連施設が稼働
- 福島再生加速化交付金を活用し整備した福島高度集成材製造センターでは、県産材を活用した集成材を製造

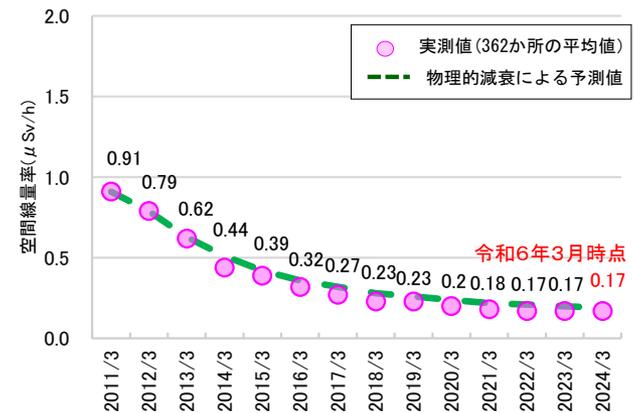
2. 原子力災害からの復興

しいたけ等原木となる広葉樹林の再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」による伐採を推進。安全な特用林産物の供給に向け、栽培管理・検査体制の整備の支援を実施

(1) 森林の放射性物質対策

- 福島県では帰還困難区域やその周辺の一部を除き、おおむね素材生産が可能。生産量は震災前の水準以上に回復
- 森林内の放射性物質の分布状況の推移等について継続的に調査・研究を実施。得られた知見に基づき、情報提供・普及啓発活動を実施
- 間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施や、住居周辺の里山の再生に向けた事業を実施
- 林内作業者の放射線安全・安心対策の取組として、作業時の留意事項等をまとめた林内作業者向けのガイドブック等を作成
- 木材製品や作業環境等に係る放射性物質の測定・分析、木材製品等の安全証明体制の構築等に対して支援
- 放射性物質の影響により製材工場等に一時滞留した樹皮（バーク）は、廃棄物処理施設での処理等の支援により減少
- 放射性物質の影響等により、しいたけ等の原木となる広葉樹の伐採・更新が進んでいないことから、2021年度に「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を立ち上げ、原木林の計画的な再生に向けた取組を推進。市町村が策定した再生プランに基づき、461haで伐採・更新を実施

福島県の森林内の空間線量率の推移



注：放射性セシウムの物理的減衰曲線とモニタリング実測（福島県の森林内362か所の平均値）の関係。

資料：福島県「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」（2023年度）

(2) 安全な特用林産物の供給

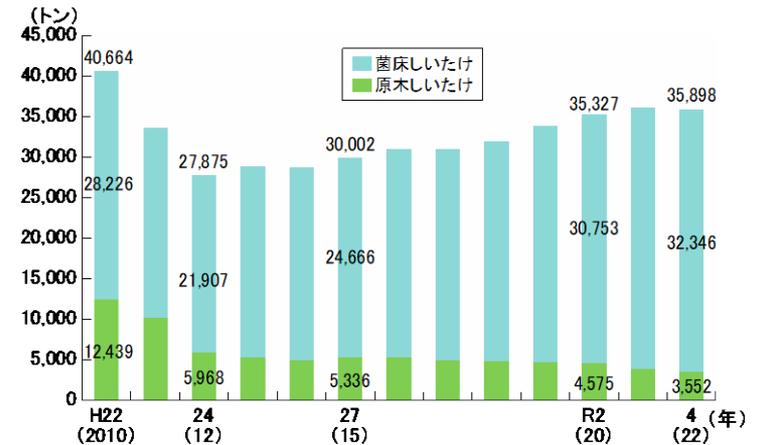
今後、時点更新

- 2024年3月28日現在、14県196市町村で特用林産物22品目に出荷制限
- 菌床しいたけの生産はおおむね震災前の水準を上回る一方、原木しいたけの生産は現在も低位
- 2013年に「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定。これにより一部地域でロット単位で原木きのこの出荷が再開
- 安全な特用林産物の出荷再開に向け、放射性物質測定機器、非破壊検査機の整備等を支援

(3) 損害の賠償

- 避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収、原木しいたけの栽培管理に必要な追加的経費等について、東京電力が賠償。財物賠償請求については、2015年3月からは避難指示区域外の福島県内の立木についても受付

東日本地域（北海道を除く17都県）におけるしいたけ生産量の推移



注1：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡。

2：乾しいたけは生重量換算値。

資料：林野庁「特用林産基礎資料」